

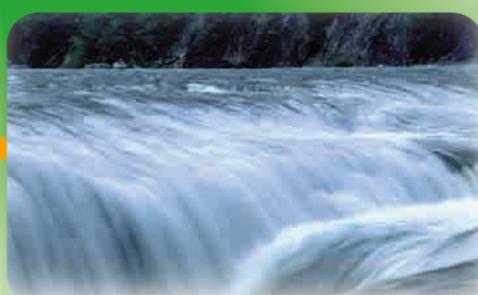
# わかやま さんぱい

VOL. 39

2018年新春号



癒しの県 和歌山



一般社団法人  
和歌山県産業廃棄物協会

# 目 次

## 1 ごあいさつ

① 一般社団法人和歌山県産業廃棄物協会会長	武田 全弘	2
② 和歌山県知事	仁坂 吉伸	3
③ 和歌山市長	尾花 正啓	4
④ 和歌山県警察本部生活安全部参事官生活環境課長	楠山 隆	5

## 2 行政ニュース

① ポリ塩化ビフェニル（P C B）使用製品及びP C B廃棄物の期限内処理に向けて	6
② 「石綿含有仕上塗材」は「吹付け石綿」として扱う場合があります	18
③ ノロウイルス食中毒・感染症の予防について	19

## 3 一般社団法人和歌山県産業廃棄物協会理事会

平成 29 年度第 2 回・第 3 回理事会	20
------------------------	----

## 4 一般社団法人和歌山県産業廃棄物協会活動

① 行政懇話会	21
② 安全衛生活動事業	22
③ 収集運搬部会	24
④ 建設廃棄物部会	26
⑤ 人権研修会	27
⑥ 電子マニフェスト操作体験セミナー	28
⑦ 不法投棄防止海上パトロール	29
⑧ 第 2 4 回親睦ゴルフコンペ	30
⑨ 青年部会活動	31

## 5 公益社団法人全国産業廃棄物連合会関係

① 会議報告	34
② 全国正会員事務局責任者会議	35
③ 平成 29 年度正会員事業研修	35
④ 近畿地域協議会	36
⑤ 全国産業廃棄物連合会政治連盟	36
⑥ 第 1 6 回産業廃棄物と環境を考える全国大会	37

## 6 事務局だより・情報コーナー

① 法人化 30 周年記念大会について	38
② 平成 29 年度環境大臣表彰について	44
③ 産業廃棄物処理業における労働災害防止計画の策定について	45
④ 災害廃棄物処理に対する取り組み	50
⑤ 産業廃棄物の許可申請に関する講習会	51
⑥ 許可期限のお知らせ	52
⑦ 水銀使用製品産業廃棄物を取り扱う際のマニフェストの記載方法について	53
⑧ 大阪湾フェニックスセンターの処分料金の改定について	54
⑨ 会員ニュース	55
⑩ 新入会員の紹介	56
⑪ 協会への入会の勧誘	57
⑫ 全産連和歌山県地区政治連盟へ加入のお願い	58
⑬ 「ヒヤリ・ハット」体験事例の募集について	59

## 7 一般社団法人和歌山県産業廃棄物協会の平成 29 年主要事業・行事

## 8 編集後記

2018.1

## 新年のごあいさつ



一般社団法人和歌山県産業廃棄物協会

会長 武田全弘

会員各位には、清々しい新春をお迎えになられたことと心からお慶びを申し上げます。

昨年10月の台風21号によって、甚大な被害を受けられた県民の方々には、心からお見舞い申し上げますとともに、一日も早く復旧・復興されますことを祈念申し上げます。

昨年10月20日には、和歌山県産業廃棄物協会が県知事から法人認可を受けて30周年の節目としての記念式典を開催いたしました。衆議院議員総選挙と重複した大変な時でありましたが、仁坂県知事、尾花和歌山市長、全産連石井会長のほか、自由民主党二階幹事長はじめ、県選出の各国会議員、関係行政・団体の皆様、そして近畿地域及び西日本正会員の有志会長のご出席を頂き、盛会裏に記念大会が開催出来ましたことを、会員各位とともに厚く御礼申し上げたいと思います。

今大会におきまして、各表彰をお受けになられた、協会設立当時から今日まで事業運営を継続されてこられた9事業所の会員、永年協会役員として協会運営に貢献いただいた方々には、今までのご労苦に対しまして深甚なる敬意を表し、お祝いを申し上げますとともに、今後ますますのご活躍と協会運営にご尽力いただきますことを伏してお願い申し上げます。

さて、協会として新年当初の課題は、「協会の名称変更」の移行作業であります。この件に関しましては、公益社団法人全国産業廃棄物連合会は、これまで理事会において検討を重ね、本年2月24日の全国会長・理事長会議に併せて、正会員臨時総会を開催し、全産連の名称変更を諮り、変更決定すればこれを受けて、全国正会員協会が各府県協会の「名称変更」に取り掛かるであろうと考えますので、本県協会におきましても、昨年11月24日の第3回理事会におきまして名称変更について、全理事一致の議決を頂きましたので、変更手続きに進みたいと考えており会員各位のご理解とご協力をお願い致します。

また、我々は平成16年から労働災害の減少に取り組んでまいりました。全産業界の大半の業種において、近い将来における人手不足が心配されている状況にあります。このような状況の中、労働災害が多発する危険な業界のままでは、優秀な人材を確保することは困難になると危惧されます。そこで、全国産業廃棄物連合会では、事業の大きな柱として、健全な業界を堅持し、優良な業界を目指すため、平成29年度を初年度とした3年間の「産業廃棄物処理業における労働災害防止計画」を策定し、産業廃棄物処理業界における労働災害の削減に向け、計画期間中の労働災害による死傷者数を、平成24年から26年の実績平均に比べて、全都道府県において20%以上減少させることを目標とした数値目標を設定いたしました。

会員各位には、死亡災害と労働災害撲滅に向け、ソフト面・ハード面併せて、徹底的な努力を推し進めていただきますようお願いいたします。

本年も労働災害防止活動の強化と自然災害発災時における、事業継続計画の策定に併せ、災害廃棄物の処理技能の向上、及び法改正に伴う適正処理の研修に重点を置いた事業を展開してまいりますので、是非、各研修会に全会員が参加されるよう期待しております。結びに当たり、会員各位のご繁栄とご健勝をご祈念申し上げ、新年の挨拶と致します。

2018.1

## 新年のごあいさつ



和歌山県知事 仁坂吉伸

新年明けましておめでとうございます。

謹んで県民の皆さんに新春のお慶びを申し上げます。

一般社団法人和歌山県産業廃棄物協会の武田会長はじめ、役員、会員の皆さんには、平素より廃棄物行政の推進に格別のご協力を賜っておりますことに対しまして厚く御礼申し上げます。

さて、平成25年10月に「水銀に関する水俣条約」の採択があり、我が国も平成28年2月に「水俣条約」を締結したところです。これを受け、昨年10月から新たに廃水銀、水銀含有ばいじん、水銀使用製品産業廃棄物を定義し、取り扱いについても改正があり、皆様方にも対応方、お願ひしたところです。

県では、和歌山の再上昇に繋がる一年でありました。春には待望の京奈和自動車道の県内区間開通に加え、第二阪和国道が全線開通するなど交通ネットワークが強化されました。未来への投資「チャンスの道」が延伸することとなり、観光誘客や企業誘致に有利となる基盤がより一層整備されました。

また、観光ゴールデンイイヤーに続く「水の国、わかやま。」キャンペーンをはじめとする観光振興戦略が功を奏し、観光客総数、外国人宿泊客数ともに県史上最高記録を達成しました。そして、日本遺産『絶景の宝庫 和歌の浦』と『最初の一滴』醤油醸造の発祥の地 紀州湯浅』のW認定や、地方創生の一環で力を入れてきた総務省統計局の県内移転に続き、本年4月開学となる東京医療保健大学を筆頭に、まちなか再生に結びつく3大学の開学準備に向けた進展がありました。さらには紀伊半島が世界的旅行ガイドブック「ロンリープラネット」の選ぶ旅行先ベスト5入りの快挙を果たすなど、たくさんの明るい話題が続き、国内外から注目を集めることとなりました。

一方で、台風21号による災害に見舞われた年でもありました。亡くなられた方のご冥福をお祈りいたしますとともに、被害に遭われた方々に心よりお見舞い申し上げます。迅速に応急対応にあたったところですが、平成30年度には全面的な復旧を果たして、安心できる元の生活を早期に取り戻せるよう全力で取り組みます。引き続き、大規模自然災害への防災・減災対策を強力に推進し、特に、近い将来発生が予想されている巨大地震や津波に対しては、避難対策を中心としたソフト対策や、避難路の整備や堤防の強化などのハード対策の両面から県民の命を守ります。

今年は、昨年策定した10年間の道しるべとなる長期総合計画を軸に、県民みんなが活躍できる「世界とつながる 愛着ある元気な和歌山」の実現に向けた取り組みを強化します。そのためにも、多くの県民・企業等と一緒に始めてスタートさせた結婚・子育てや女性の活躍を応援する企業同盟や、本県独自の再就職就活サイクルの構築、高齢者人材バンクの創設など、本県の社会構造を変革させるための大きな仕掛けを着実に軌道に乗せ、進むべき将来像への道筋をより確かなものにしていきます。

和歌山県は、ポテンシャルが高く底力があります。「ねんりんピック紀の国わかやま2019」や「ワールドマスターズゲームズ2021関西」、「国民文化祭」・「全国障害者芸術・文化祭」をはじめとする大規模イベントを契機として大いに気運を盛り上げ、郷土に自信と誇りを持てるよう、県政のさらなる発展に頑張ってまいります。

新しい一年が、貴協会の皆さん、県民の皆さんにとって輝かしい年となりますことをお祈り申し上げ、年頭のご挨拶といたします。

2018.1

## 新年のごあいさつ



和歌山市長 尾 花 正 啓

新年あけましておめでとうございます。

一般社団法人和歌山県産業廃棄物協会の皆様が健やかに新年を迎えられましたことを心よりお慶び申し上げます。

また日頃より、貴協会及び会員の皆様におかれましては、本市の環境行政、とりわけ廃棄物の適正処理の推進に特段のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

本市では新たに「第5次和歌山市長期総合計画」を策定し、今後10年間の目指すべき都市像を「安定した雇用を生み出す産業が元気なまち」、「住みたいと選ばれる魅力があふれるまち」、「子供たちがいきいきと育つまち」、「誰もが安心して住み続けられる持続可能なまち」と4つの分野に分け、まちづくりに取り組んでいます。

今年度には、「まちなか3大学誘致」の一つである東京医療保健大学和歌山看護学部がいよいよスタートします。また来年度以降に予定されている和歌山信愛大学教育学部、和歌山県立医科大学薬学部の開学とともに、専門性の高い教育機関の提供により、長年の課題でありました若年層の市外流出を食い止め、本市で学び、本市で就職するという「地学地就」を実現し、産業を支える人の確保を行い産業が元気なまちを目指します。あわせて、中心市街地の賑わい創出やコンパクトシティの実現に向けた施策を進めることにより、複合的な分野でまちの活性化を進めてまいります。

また子育て支援についても、妊娠、出産から産後の子育て期間までを切れ目なく支えるため、保健師や助産師、ソーシャルワーカー等の複数の専門職による子育て世代包括支援センターを開設し、同一の施設による様々な相談支援が行えるよう整備しています。さらに、平成24年度から本市で発生しておりました待機児童について、今年4月から公立保育所の受け皿拡大と保育時間の拡充を実施し、民間保育施設の定員増加と合わせて、官民協働による「待機児童ゼロ」の実現を目指しています。

このように時代や実情に応じた施設の整備に合わせて、今後は都市インフラの更新も見込まれています。日々、資源循環の推進に取り組まれております貴協会と会員の皆様におかれましては、引き続いて循環型社会の形成に取り組んでいただき、魅力あるまちづくりの支えとなっていただきますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、貴協会の益々のご発展と、本年が会員皆様にとりまして、更なる飛躍の年となるよう祈念しまして年頭のご挨拶とさせていただきます。

2018.1

## 新年のごあいさつ



和歌山県警察本部

生活安全部参事官 生活環境課長 楠 山 隆

新年、あけましておめでとうございます。

平成30年の年頭に当たり、皆様におかれましては、清清しい新春を迎えられましたことと心からお慶び申し上げます。

貴協会におかれましては、平素から産業廃棄物の適正処理の推進に努められると共に、関係機関と連携して、不法投棄防止巡回パトロールや廃棄物の撤去活動等の地域社会の環境保全活動に大きく寄与されておりますことに心から敬意を表する次第であります。

さて、本県における廃棄物処理法違反事件の検挙は、毎年、50件前後で推移しており、今後も廃棄物処分費のコスト削減等の動機から、これら事犯の発生が懸念されるところです。

環境事犯は、県民の生活や健康に悪影響を及ぼしたり、和歌山の豊かな自然環境を破壊したりするほか、現状回復に時間がかかることが多いことから、未然防止はもちろん、早期発見、早期措置により被害の拡大を防止することが大変重要であります。

県警いたしましては、県民の健康に重大な被害を及ぼす事犯、著しく環境を破壊する事犯、暴力団が関与する事犯、行政指導を無視して行われる悪質な事犯を中心に取締りを強化するとともに、効果的な広報・啓発活動に努め、関係機関と連携を図りながら和歌山の豊かな自然を保全し、県民生活の安全・安心を守るために取り組んで参ります。

終わりになりましたが、貴協会の益々のご発展と皆様方のご健勝・ご多幸をお祈り申し上げ、新年のご挨拶とさせていただきます。

## 2 行政ニュース

### 2-① ポリ塩化ビフェニル(PCB)使用製品及びPCB廃棄物の期限内処理に向けて

PCB廃棄物は定められた期限までに処分しなければなりません。

高濃度PCB廃棄物は、処分期間を過ぎると事実上処分することができなくなります。

2017年 3月版

#### 高濃度PCB廃棄物の処分期間

↑  
安定器及び汚染物等\*  
**北海道(室蘭)・東京**  
事業エリア  
**平成35年  
3月31日まで**

↓  
安定器及び汚染物等\*  
**北九州・大阪・豊田**  
事業エリア  
**平成33年  
3月31日まで**

変圧器・コンデンサー  
**北海道(室蘭)事業エリア**  
**平成34年 3月31日まで**

変圧器・コンデンサー  
**東京事業エリア**  
**平成34年 3月31日まで**

変圧器・コンデンサー  
**豊田事業エリア**  
**平成34年 3月31日まで**

変圧器・コンデンサー  
**大阪事業エリア**  
**平成33年 3月31日まで**

変圧器・コンデンサー  
**北九州事業エリア**  
**平成30年 3月31日まで**

\* 小型電気機器の一部を除く。

**低濃度PCB廃棄物の処分期間 平成39年 3月31日まで**



# 1

# PCBとはどんなものですか？

## PCBの用途

PCBは電気機器用の絶縁油、各種工業における加熱並びに冷却用の熱媒体及び感圧複写紙など、以下のとおり様々な用途に利用されていました。現在は新たな製造が禁止されています。

用途		製品例・使用場所
絶縁油	変圧器用	ビル・病院・鉄道車両・船舶等の変圧器
	コンデンサー用	蛍光灯の安定器・白黒テレビ・電子レンジ等の家電用コンデンサー、直流用コンデンサー、蓄電用コンデンサー
熱媒体（加熱用、冷却用）		各種化学工業・食品工業・合成樹脂工業等の諸工業における加熱と冷却、船舶の燃料油予熱、集中暖房、パネルヒーター
潤滑油		高温用潤滑油、油圧オイル、真空ポンプ油、切削油、極圧添加剤
可塑剤	絶縁用	電線の被覆・絶縁テープ
	難燃用	ポリエスチル樹脂、ポリエチレン樹脂
	その他	ニス、ワックス・アスファルトに混合
感圧複写紙		ノンカーボン紙（溶媒）、電子式複写紙
塗料・印刷インキ		印刷インキ、難燃性塗料、耐食性・塗料、耐薬品性塗料、耐水性塗料
その他		紙等のコーティング、自動車のシーラント、陶器ガラス器の彩色、農薬の効力延長剤

## PCBの性質

水にきわめて溶けにくく、沸点が高いなど物理的な性質を有する主に油状の物質です。また、熱で分解しにくい、不燃性、電気絶縁性が高いなど、化学的にも安定な性質を有することから、電気機器の絶縁油、熱交換器の熱媒体、ノンカーボン紙など様々な用途で利用されてきましたが、現在は製造・輸入とともに禁止されています。

PCBとはポリ塩化ビフェニル化合物の総称であり、その分子に保有する塩素の数やその位置の違いにより理論的に209種類の異性体が存在し、なかでもコプラナーPCB（コプラナーとは、共平面構造の意味）と呼ばれるPCBの毒性は極めて強くダイオキシン類として総称されるものの一つとされています。

## PCBの毒性

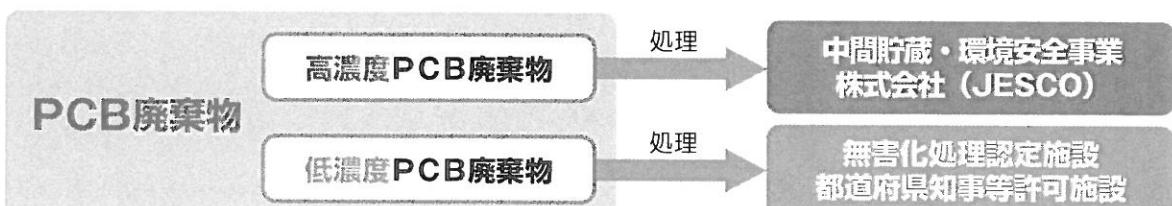
脂肪に溶けやすいという性質から、慢性的な摂取により体内に徐々に蓄積し、様々な症状を引き起こすことが報告されています。

PCBが大きく取りあげられる契機となった事件として、昭和43年に食用油の製造過程において熱媒体として使用されたPCBが混入し、健康被害を発生させたカネミ油症事件があります。一般にPCBによる中毒症状として、目やに、爪や口腔粘膜の色素沈着、ざ瘡様皮疹（塩素ニキビ）、爪の変形、まぶたや関節の腫れなどが報告されています。

## PCB廃棄物の分類

PCB廃棄物は、PCB濃度により高濃度PCB廃棄物と低濃度PCB廃棄物に分類されます。高濃度PCB廃棄物はPCB濃度が0.5% (=5000ppm) を超えるものとなります。

高圧変圧器・コンデンサー等の高濃度PCB廃棄物は中間貯蔵・環境安全事業株式会社（JESCO）で処理を行っています。低濃度PCB廃棄物については環境大臣が認定する無害化処理認定施設及び都道府県知事等が許可する施設で処理を行っています。

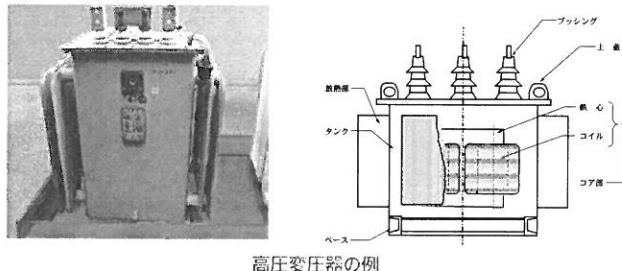


## 高濃度PCB廃棄物（PCBが使用された代表的な電気機器等）

PCBが使用された代表的な電気機器等には、高圧変圧器や高圧コンデンサー、安定器があります。変圧器（トランス）とは、ある交流の電圧をそれより高いか、又は低い電圧に変える装置であり、コンデンサーとは、電気を一時的に蓄える、電圧を調整する、位相を変化させる、といった効果を持つ装置です。

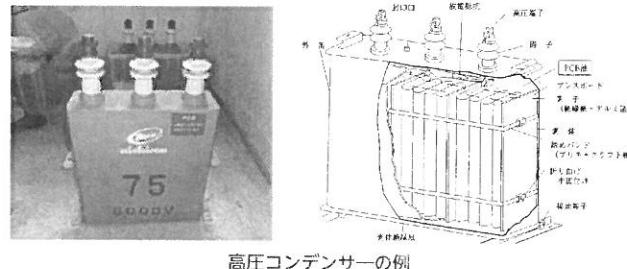
### 高圧変圧器

変圧器内はPCBとトリクロロベンゼンの混合液（重量比3:2）で満たされています。例えば、50kVAの場合で約115kgのPCBが入っています。



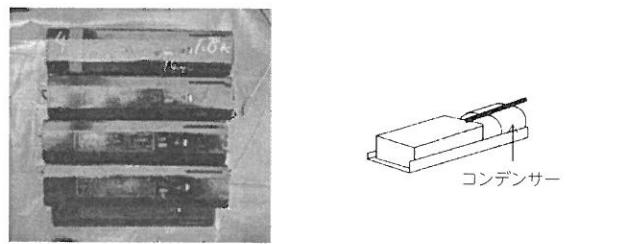
### 高圧コンデンサー

コンデンサー内はPCBで満たされています。例えば、100kVAの場合で約35kgのPCBが入っています。



### 安定器

コンデンサーを内蔵する業務用・施設用蛍光灯器具の安定器のコンデンサー内の巻紙のすき間に数十g程度のPCB油が含浸されているものがあります。



コンデンサーを内蔵する安定器の例

※それぞれの機器にPCBが使用されているかどうかは、次ページを参照して下さい。

※上記の電気機器の他、PCBが使用されている電気機器には、低圧変圧器、低圧コンデンサー、その他機器（リアクトル、サージアブソーバー、計器用変成器等）等があります。これらもPCB特別措置法の届出対象となっています。

## 低濃度PCB廃棄物

PCB濃度が0.5% (=5000ppm) 以下のPCB廃棄物および微量PCB汚染廃電気機器等（PCBを使用していないとする電気機器等であって、数ppmから数十ppm程度のPCBに汚染された絶縁油を含むもの）については、低濃度PCB廃棄物として適正に処理する必要があります。

微量PCB汚染廃電気機器等の量は、使用中を含めて、柱上変圧器以外の電気機器が約120万台、柱上変圧器が約100万台、OFケーブルが約1,400kmと推計されています。（平成28年3月31日時点）

# PCB含有の有無を判別する方法

## 変圧器・コンデンサー等の場合

### 高濃度PCBかどうかの判別方法

昭和28年（1953年）から昭和47年（1972年）に国内で製造された変圧器・コンデンサーには絶縁油にPCBが使用されたものがあります。

高濃度のPCBを含有する変圧器・コンデンサー等は、機器に取り付けられた銘板を確認することで判別できます。

詳細は各メーカーに問い合わせるか、（一社）日本電機工業会のホームページを参照してください。

[https://www.jema-net.or.jp/Japanese/pis/pcb/pcb\\_hanbetsu.html](https://www.jema-net.or.jp/Japanese/pis/pcb/pcb_hanbetsu.html)

### 低濃度PCBかどうかの判別方法

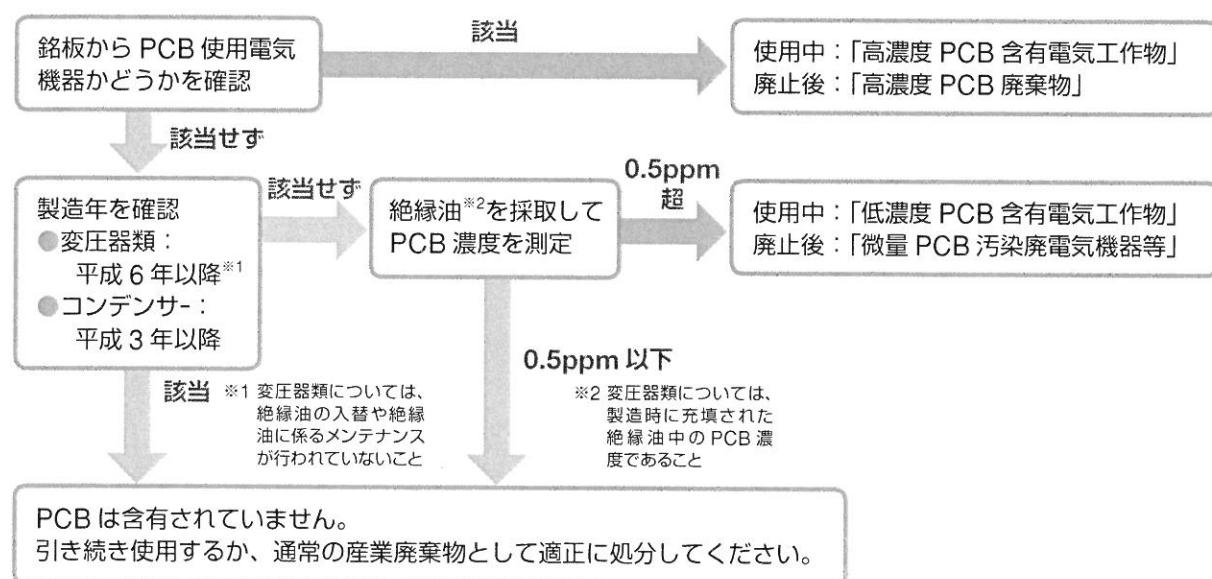
数万件に及ぶ測定例から、国内メーカーが平成2年（1990年）頃までに製造した電気機器には、PCB汚染の可能性があることが知られています。

絶縁油の入替ができないコンデンサーでは、平成3年（1991年）以降に製造されたものはPCB汚染の可能性がないとされています。

一方、変圧器のように絶縁油に係るメンテナンスを行うことができる電気機器では、平成6年（1994年）以降に出荷された機器であって、絶縁油の入替や絶縁油に係るメンテナンスが行われていないことが確認できればPCB汚染の可能性がないとされています。

したがって、まず電気機器に取り付けられた銘板に記載された製造年とメンテナンスの実施履歴等を確認することでPCB汚染の可能性を確認し、さらに上記の製造年よりも前に製造された電気機器については、実際に電気機器から絶縁油を採取してPCB濃度を測定してPCB汚染の有無を判別します。ただし、コンデンサーのように封じ切りの機器では使用中のものを絶縁油の採取のために穿孔すると使用できなくなるのでご注意ください。

銘板確認のため、通電中の変圧器・コンデンサーに近づくと感電の恐れがあり  
大変危険です。必ず電気保安技術者に依頼して確認してください。



## 安定器の場合

製造から40年以上が経過するPCB使用安定器は、劣化して破裂し、PCBが漏えいする事故が発生しています。このような事故は一度調査してPCB使用安定器が存在しないとされた建物でも起きています。サンプル調査を行ったことが原因と考えられますので全数調査を行うようにしてください。漏洩したPCBが人体にかかる危険性がありますので昭和52年（1977年）3月までに建築・改修された建物で古い安定器が使用されていないか速やかに確認し、見つかった場合は取り外して交換してください。

### PCB使用安定器かどうかの判別方法

昭和32年（1957年）1月から昭和47年（1972年）8月までに国内で製造された照明器具の安定器には、PCBが使用されたものがあります。

なお、一般家庭用の蛍光灯等の安定器にはPCBが使用されたものはありません。

PCBを含有する安定器は、安定器に貼付された銘板に記載しているメーカー、型式・種別、性能（力率）、製造年月等の情報から判別することができますので詳細は各メーカーに問い合わせるか、（一社）日本照明工業会のホームページを参照してください。

<http://www.jlma.or.jp/kankyo/pcb/index.htm>

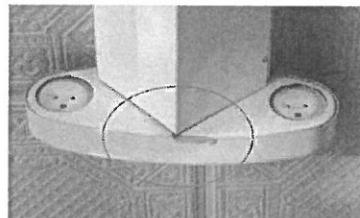
また、PCB廃棄物として保管している安定器の中にはPCBを使用していない廃安定器が混在している場合が少なからずあります。詳しくはJESCOのホームページを参照してください。

<http://www.jesconet.co.jp/customer/bunbetsusokushin.html>

該当  
銘板から PCB 使用安定器かどうかを確認  
該当せず

使用中：  
「高濃度 PCB 使用製品」  
廃棄後：  
「高濃度 PCB 廃棄物」

PCBは含有されていません。ただし、耐用年数を過ぎている照明器具は速やかに交換し、各自治体の指導にしたがって廃棄物として適正に処分してください。

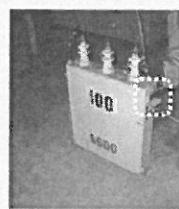


蛍光灯安定器の劣化により蛍光灯機器からPCB油が漏れ出した例

#### ■ 銘板の取り付け例



高圧変圧器



高圧コンデンサー



銘板



安定器



銘板

## 汚染物等の場合

PCBが付着したり、染み込んだりしている汚染物等は含まれているPCBの濃度を決められた方法で実際に測定することでPCB廃棄物であるかどうかを判断します。測定の結果、PCBが検出されれば、特別管理産業廃棄物としてのPCB廃棄物となります。また、PCB濃度が0.5%を超える場合は、高濃度PCB廃棄物として分類されます。汚染物等のPCB濃度の測定方法については、環境省から「低濃度PCB含有廃棄物に関する測定方法（第2版）」が示されています。以下のホームページを参照してください。

[http://www.env.go.jp/recycle/poly/manual/lc-method\\_v2.pdf](http://www.env.go.jp/recycle/poly/manual/lc-method_v2.pdf)

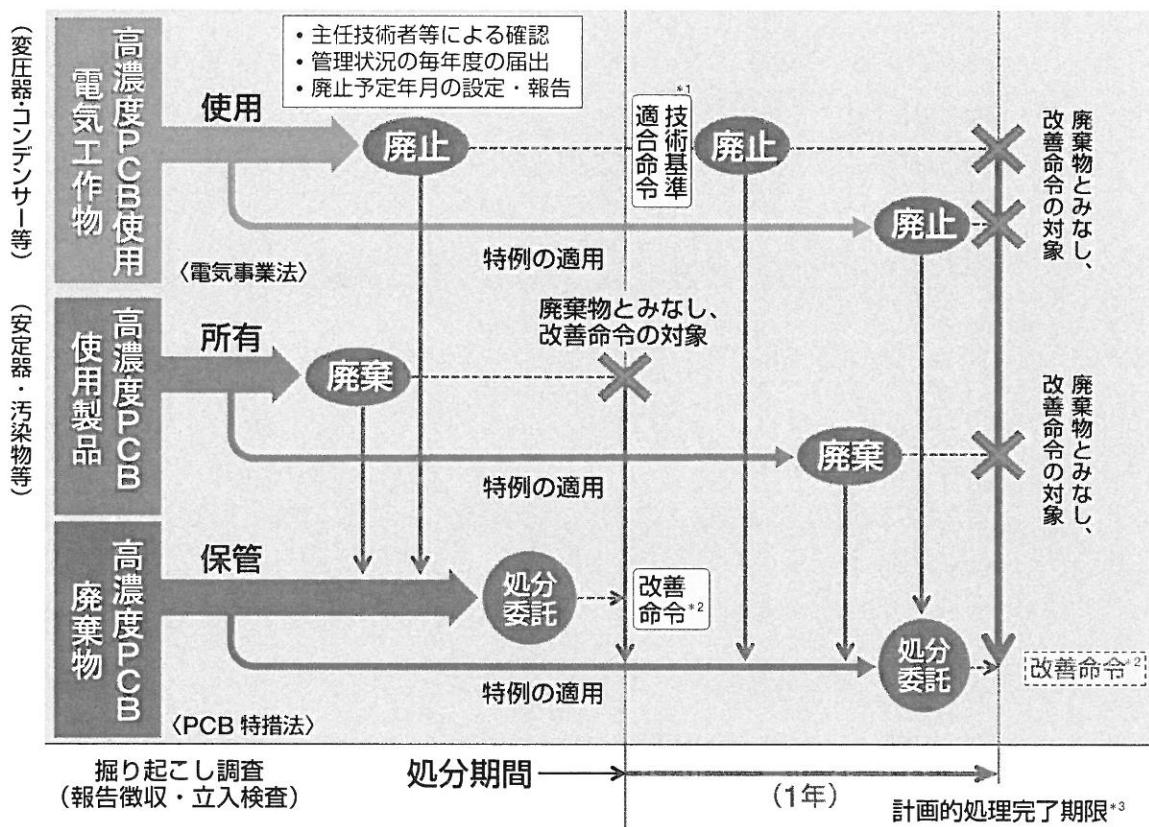
## 2

# 高濃度PCB使用電気工作物・ 高濃度PCB使用製品・ 高濃度PCB廃棄物の処分までの流れ

高濃度PCB廃棄物は、地域ごとに定められた処分期間内に必ず処分しなければなりません

使用中の変圧器・コンデンサー及び安定器等についても、処分期間内に使用を終え、処分する必要があります

平成28年8月から施行されたポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(以下「PCB特措法」という。)の改正に合わせ、使用中の変圧器やコンデンサー等の高濃度PCB使用製品についても処分期間内に使用を終えて処分するよう、電気事業法の「電気設備に関する技術基準を定める省令」等が改正されました。高濃度PCB使用電気工作物、安定器等の高濃度PCB使用製品及び高濃度PCB廃棄物の処分までの流れを下図に示します。



(\*1) 技術基準適合命令違反には三百万円以下の罰金が処せられます。

(\*2) 改善命令違反には三年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金又は併科が処せられます。

(\*3) 処分期間の末日の1年後である特例処分期限日(計画的処理完了期限と同じ日)を適用する場合は、PCB特措法に基づき、確実に特例処分期限日までにJESCOに処分を委託することを約した契約書の写し等を保管の場所を管轄する都道府県及び政令市(以下、「都道府県市」という。)の長に届け出る必要があります。

使用中の高濃度PCB使用製品についても同様に、これらを廃棄する見込み等について都道府県及び政令市の長に届け出る必要があります。

## 都道府県市等が行うPCB廃棄物等の掘り起こし調査に御協力ください

現在都道府県市では、PCB廃棄物を保有する蓋然性の高い事業者を対象にして未届出のPCB廃棄物等の掘り起こし調査を実施しています。PCB特措法の改正により、都道府県市による掘り起こし調査に関して、報告徴収や立入検査等の権限が強化されました。また、使用中の高濃度PCB使用電気工作物についても、電気事業法の「主任技術者制度の解釈及び運用」が改正され、電気主任技術者等が毎年度高濃度PCB使用電気工作物であるかを確認することが義務付けられました。安定器を含め、高濃度PCBが使用された電気機器や製品、廃棄物を保有していないかどうか、再度事業所内を確認するとともに、都道府県市や電気主任技術者等が行う掘り起こし調査に御協力ください。

### 高濃度PCB廃棄物の地域別処分期間等

JESCOの処理施設	高濃度PCB廃棄物の種類	保管の場所の所在する区域	処分期間	計画的処理完了期限
北九州 (北九州市若松区)	廃PCB等、廃変圧器、廃コンデンサー等	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県	平成30年 (2018年) 3月31日まで	平成31年 (2019年) 3月31日まで
大阪 (大阪市此花区)		滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県	平成33年 (2021年) 3月31日まで	平成34年 (2022年) 3月31日まで
豊田 (愛知県豊田市)		岐阜県、静岡県、愛知県、三重県	平成34年 (2022年) 3月31日まで	平成35年 (2023年) 3月31日まで
東京 (東京都江東区)		埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県		
北海道 (北海道室蘭市)		北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県		
北九州 (北九州市若松区)	上記以外の高濃度PCB廃棄物(安定器、汚染物等、3kg未満の廃変圧器等及びこれらの保管容器)	岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県	平成33年 (2021年) 3月31日まで	平成34年 (2022年) 3月31日まで
北海道 (北海道室蘭市)		北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県	平成35年 (2023年) 3月31日まで	平成36年 (2024年) 3月31日まで

### 高濃度PCB廃棄物の処理について

高濃度PCB廃棄物については、JESCOで処理を行っています。JESCOに処理委託を行う場合、あらかじめJESCOに登録を行う必要があります。(使用中であっても登録は可能です。) 詳しくはJESCO登録担当(03-5765-1935)までお問い合わせください。

### 中小企業者等の負担軽減措置について

高濃度PCB廃棄物を中小企業者等が処分する場合、その料金が軽減される措置があります。

一定の条件を満たす中小企業者、中小企業団体等及び法人にあっては70%、個人にあっては95%が軽減されます。詳しくはJESCO中小軽減担当(0120-808-534)にお問い合わせください。

# 3

## 低濃度PCB廃棄物等の処理について

低濃度PCB廃棄物の処分期間は 平成39年（2027年）3月31日まで

### 低濃度PCB廃棄物の無害化処理について

低濃度PCB廃棄物の処理はJESCOではなく、民間の処理事業者により行われています。

低濃度PCB廃棄物の処理事業者は、環境大臣が個別に認定する無害化処理認定事業者と都道府県市の長からPCB廃棄物に係る特別管理産業廃棄物の処分業許可を得た事業者があります。

低濃度PCB廃棄物の処理事業者は今後も増加する見込みであり、地域的な偏在も解消してきています。低濃度PCB廃棄物が見つかったら、これらの事業者に委託して処理してください。

無害化処理事業者の連絡先等は環境省の以下のホームページで紹介されています。

<https://www.env.go.jp/recycle/poly/facilities.html>

### 使用中の低濃度PCB含有電気工作物の処理について

使用中の変圧器に含まれる絶縁油が微量のPCBで汚染されていることが判明した場合は、変圧器の構造、PCB濃度、絶縁油量等によっては、使用しながら浄化する「課電自然循環洗浄法」が適用できる場合があります。経済産業省と環境省が取りまとめた「微量PCB含有電気機器課電自然循環洗浄実施手順書」に従って処理した変圧器は所要の手続きを行うことでPCB含有電気工作物に該当しないものとなります。

課電自然循環洗浄については経済産業省の以下のホームページを参照してください。

<http://www.meti.go.jp/press/2014/03/20150331004/20150331004.html>

# 4

## よくある質問



建物の売買を予定していますが、PCB使用製品やPCB含有電気工作物が設置されているかどうか分からぬ場合はどうすればよいですか？



建物の売買契約を行う前に、キューピクルや電気室などに変圧器やコンデンサーが設置されていないか確認してください。設置されている場合は、これらにPCBが含まれるかどうかをまず売主が確認し、含まれていた場合は電気事業法及びPCB特措法に従い、所要の手続きを行ってください。当該電気工作物が使用中のものである場合には、地位の承継である場合を除き、売主が廃止届出を、また買主が新たに設置等届出を行う必要があります。また、売買する建物が昭和52年（1977年）3月までに建築・改修された建物である場合には、PCBが使用された蛍光灯等の安定器が設置されたままになっている可能性があるため、十分に確認する必要があります。見つかった場合は、速やかに交換し、処分に係る所要の手続きを行ってください。なお、当該電気工作物や安定器がすでに廃棄され保管中のものであった場合は、PCB特措法において、譲渡し及び譲受けが原則禁止されており、売買が行われた後も売主が適正に処分する必要があります。

---

**Q** PCB 廃棄物を保管していた倉庫を撤去することになりました。保管していた PCB 廃棄物を他人に委託して保管してもらってよいですか？

**A** PCB 廃棄物の譲渡し及び譲受けは、地方公共団体に譲り渡す場合や特別管理産業廃棄物に係る許可を得た収集運搬業者又は処分業者に委託する場合等を除いて原則禁止されています。PCB 廃棄物の保管事業者自らが管理する他の倉庫にこれらを移動して保管することは可能ですが、他人が管理する倉庫に移動して、他人に保管を委託することは譲渡し及び譲受けの制限の規定に反することになるので行ってはなりません。

---

**Q** 使用中の電気工作物に PCB が含まれていることが確認された場合はどうすればよいですか？

**A** 電気事業法〈電気関係報告規則〉に基づき、PCB 含有が判明した後遅滞なく管轄する産業保安監督部等に PCB 含有電気工作物の設置等届出を行う必要があります。また、新たに判明した電気工作物が高濃度 PCB 使用電気工作物であった場合には、年度末における廃止予定の年月等を含む管理状況を管轄する産業保安監督部等に毎年度届出を行うとともに、その電気工作物を設置場所ごとに決められた処分期間内に廃止し、PCB 含有電気工作物の廃止届を行なう必要があります。一方、新たに判明した電気工作物が低濃度 PCB 含有電気工作物であった場合には、課電自然循環洗浄を行うことで使用を継続できる場合があります。それ以外の場合には、処理施設の操業期間を勘案し、計画的に使用を終えて無害化処理する必要があります。

---

**Q** PCB 含有電気工作物の使用を終えた場合はどうすればよいですか？

**A** 電気事業法〈電気関係報告規則〉に基づき、使用を終えた後遅滞なく管轄する産業保安監督部等に PCB 含有電気工作物の廃止に係る届出を行なう必要があります。また、電気工作物の使用を終えた時は、PCB 特措法に基づき、事業所所在地の都道府県市に届出するとともに、電気工作物が高濃度 PCB 廃棄物である場合は JESCO に処分委託し、低濃度 PCB 廃棄物である場合は民間の処理事業者に処分委託する必要があります。

---

**Q** 電路から外した PCB 含有電気工作物は、再使用してもよいですか？

**A** 電路から一度外した PCB 含有電気工作物は、電気事業法〈電気設備に関する技術基準を定める省令〉により、電路への再施設が禁止されています。

---

**Q** 銘板が読み取れない安定器があります。どのように取り扱ったらよいですか？

**A** 安定器に内蔵されたコンデンサーは脆弱なため外部から力を加えると容易に破損して PCB が漏洩する危険性があるため、安定器は解体分解するなど形状を変更することが法律で原則禁止されています。したがって、銘板が読み取れない安定器であっても、コンデンサーを取り出して PCB を分析することは危険ですのでお止めください。銘板が読み取れない安定器については、同一の保管場所に保管されていたものであって、かつ銘板が読み取れた安定器と形状が同一と判断されるものであれば、その PCB の使用・不使用的判別結果に準じて判断していく構いません。ただし、形状が同一と判断されるものがいる場合は PCB 使用安定器として適切に取り扱い、JESCO に処分委託するようにしてください。

---

**Q** 高濃度 PCB 廃棄物の保管場所を変更したいのですが。

**A** 高濃度 PCB 廃棄物はその種類及び保管する場所ごとに処分期間が決められているため、原則保管場所を変更してはなりません。ただし、高濃度 PCB 廃棄物の種類に応じて決められた同一の区域内で保管場所を変更する場合、または、当該高濃度 PCB 廃棄物を確実かつ適正に保管することができる場所に保管場所を変更することについて、環境大臣の確認を受けた場合は変更することが特例で認められることがあります。

## 5

## PCB廃棄物等の処分等に係る手続について

使用中のPCB含有電気工作物に係る手続き

事例	対象	届出等の内容
新たに判明した場合 (現に設置しているもの)	PCB含有電気工作物 (高濃度含む)	新たに判明したPCB含有電気工作物の事業場に係る事項、電気工作物に係る事項
	高濃度PCB含有電気工作物	上記に加え、管理状況の届出 電気主任技術者等の氏名・連絡先、廃止予定年月
設置者情報に変更があった場合	PCB含有電気工作物 (高濃度含む)	変更後の設置者等の氏名、住所（法人は事業場の名称又は所在地）又は電気工作物に係る事項
管理状況（廃止予定年月）に変更があった場合	高濃度PCB含有電気工作物	変更後の廃止予定年月
廃止予定年月を処分期間を越えた年月に変更する場合	高濃度PCB含有電気工作物	処分期間の期限から1年を超えない期間に廃止することが明らかであることを証する書類として、処分委託することを約する書類の写し
廃止した場合	PCB含有電気工作物 (高濃度含む)	廃止した事業場に係る事項、電気工作物に係る事項、廃止年月日、廃止理由（譲渡し、課電洗浄による廃止も含む）
	高濃度PCB使用電気工作物	高濃度PCB使用電気工作物を廃止した場合は、新たに保管することとなった当該電気工作物及び新たに処分した当該電気工作物の種類、型式、量など
譲渡し・譲受けがあった場合	PCB含有電気工作物 (高濃度含む)	譲り渡した場合は廃止届出、譲り受けた場合は設置等届出
地位の承継があった場合	事業用電気工作物 (PCB含有電気工作物（高濃度含む）含む)	地位の承継（相続、合併又は分割）の事実、承継の事実を証する書面

※電気事業法に基づく届出様式については、[http://www.mext.go.jp/policy/energy\\_environment/kankyokeiei/pcb/downloadfiles/02dennannka.pdf](http://www.mext.go.jp/policy/energy_environment/kankyokeiei/pcb/downloadfiles/02dennannka.pdf)

PCB廃棄物の保管及び処分に係る手続き

事例	対象	届出等の内容
保管する場合  (新たに判明した場合)	PCB廃棄物	保管場所等に係る事項、PCB廃棄物の種類及び量等
	高濃度PCB廃棄物 高濃度PCB使用製品	上記に加え、処分予定年月又は廃棄予定年月
	高濃度PCB廃棄物 高濃度PCB使用製品	新たに保管又は所有が判明したPCB廃棄物の種類及び量、保管場所等に係る事項、処分予定年月等
	PCB廃棄物 高濃度PCB使用製品	変更前後の保管場所等に係る事項 移動したPCB廃棄物等の種類及び量など
環境大臣の確認を受けて保管場所を変更する場合	高濃度PCB廃棄物 高濃度PCB使用製品	変更前後の保管場所、当該廃棄物に係る事項、変更理由
処分した場合	PCB廃棄物 高濃度PCB使用製品	処分したPCB廃棄物の種類及び量、保管場所等に係る事項 前年度分の処分のマニフェストのD票若しくはE票の写し
	高濃度PCB廃棄物 高濃度PCB使用製品	当該事業場及び廃棄物に係る事項、処分予定年月、処分委託契約書若しくは処分委託することを約する書類の写し 変更した場合は変更前後の内容
譲受けがあった場合	PCB廃棄物 高濃度PCB使用製品	譲渡者、譲受者に関する事項、譲受け年月日、対象廃棄物等
地位の承継があった場合	PCB廃棄物 高濃度PCB使用製品	被承継人、承継人に係る事項、承継年月日、原因及びそれを証する書類、対象廃棄物等
全ての処分又は廃棄を終了した場合	PCB廃棄物 高濃度PCB使用製品	事業場に係る事項、処分又は廃棄を終了した廃棄物に係る事項、処分受託者名、処分又は廃棄の終了年月

※PCB特措法に基づく記入要領、記載例は環境省ホームページ<http://www.env.go.jp/recycle/poly/todokede/index.html>をご参照ください。

\* 様式のPCBの正式名は「ポリ塩化ビフェニル」、「報告規則」は電気関係報告規則、「特措法」はPCB特措法

様式*	実施時期	提出先	罰則
PCB含有電気工作物設置等届出書 (報告規則様式第13の2)	判明後遅滞なく	管轄する産業保安監督部長	30万円以下の罰金
高濃度PCB含有電気工作物管理状況届出書(報告規則様式第13の6)	毎年度末の状況を翌年度の6月30日まで	管轄する産業保安監督部長 (産業保安監督部等は都道府県等からの求めに応じ速やかに情報を提供)	30万円以下の罰金
PCB含有電気工作物変更届出書 (報告規則様式第13の3)	変更後遅滞なく	管轄する産業保安監督部長	30万円以下の罰金
高濃度PCB含有電気工作物管理状況届出書(報告規則様式第13の6)	変更後遅滞なく	管轄する産業保安監督部長	30万円以下の罰金
高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物管理状況変更届出書及び別紙 (報告規則様式第13の6及び別紙)	変更後遅滞なく	管轄する産業保安監督部長	30万円以下の罰金
PCB含有電気工作物廃止届出書 (報告規則様式第13の4) ※課電洗浄による廃止時は同実施報告書及び添付書類も添付	廃止後遅滞なく	管轄する産業保安監督部長	30万円以下の罰金
PCB廃棄物等の保管及び処分状況等届出書 (特措法様式第1号(1))	毎年度分を翌年度の6月30日まで	保管場所を管轄する都道府県市の長	6ヶ月以下の懲役 50万円以下の罰金
PCB含有電気工作物廃止届出書 PCB含有電気工作物設置等届出書 (報告規則様式第13の4、第13の2)	譲渡し・譲受け後遅滞なく	管轄する産業保安監督部長	30万円以下の罰金
事業用電気工作物設置者地位承継届出書(電気事業法施行規則様式第62の2)	承継後遅滞なく	経済産業大臣又は管轄する産業保安監督部長	10万円以下の過料

をご参照ください。

様式*	実施時期	提出先	罰則
PCB廃棄物等の保管及び処分状況等届出書(特措法様式第1号(1))	毎年度分を翌年度の6月30日まで	保管場所を管轄する都道府県市の長	6ヶ月以下の懲役 50万円以下の罰金
PCB廃棄物等の保管及び処分状況等届出書(特措法様式第1号(1))	毎年度分を翌年度の6月30日まで	保管場所を管轄する都道府県市の長	6ヶ月以下の懲役 50万円以下の罰金
PCB廃棄物等の保管及び処分状況等届出書(特措法様式第1号(1))	判明後速やかに	保管場所を管轄する都道府県市の長	6ヶ月以下の懲役 50万円以下の罰金
PCB廃棄物等の保管の場所等の変更届出書(特措法様式第2号)	変更後10日以内	変更前後の保管場所を管轄する都道府県市の長	6ヶ月以下の懲役 50万円以下の罰金
高濃度PCB廃棄物に係る保管場所の変更確認申請書(特措法様式第3号)	保管場所を変更しようとするとき	環境大臣	6ヶ月以下の懲役 50万円以下の罰金
PCB廃棄物等の保管及び処分状況等届出書(特措法様式第1号(1))	毎年度分を翌年度の6月30日まで	保管場所を管轄する都道府県市の長	6ヶ月以下の懲役 50万円以下の罰金
高濃度PCB廃棄物の処分又は高濃度PCB使用製品の廃棄の特例処分期限日に係る届出書、同届出事項の変更届出書(特措法様式第5号、第6号)	処分期間の末日まで 変更した場合は変更後10日以内	保管場所を管轄する都道府県市の長	6ヶ月以下の懲役 50万円以下の罰金
譲受け届出書(特措法様式第8号)	譲受け後30日以内	保管場所を管轄する都道府県市の長	3年以下の懲役 1000万円以下の罰金
承継届出書(特措法様式第7号)	承継後30日以内	保管場所を管轄する都道府県市の長	30万円以下の罰金
PCB廃棄物の処分終了又は高濃度PCB使用製品の廃棄終了届出書(特措法様式第4号)	処分又は廃棄終了後から20日以内	保管場所を管轄する都道府県市の長	6ヶ月以下の懲役 50万円以下の罰金



## 2-② 「石綿含有仕上塗材」は「吹付け石綿」として扱う場合があります

和歌山県環境生活部環境管理課

平成29年5月30日付で環境省より、石綿を含有する仕上塗材についての通知がありました。

この通知を受け和歌山県では、「吹付け工法」もしくは「施工方法が明らかでない」石綿含有仕上塗材は吹付け石綿として扱っています。

建築物等の解体等工事を実施する際、塗材については下記に記載した大気汚染防止法の遵守をお願いします。

### 事前調査について

仕上塗材には石綿が少量添加材として使用されているものがあるため、解体等の工事を行う前に、石綿含有の有無及び、新築・改修時等の施工方法を確認することが必要です。事前調査に漏れがないようご留意願います。

### 仕上塗材に石綿が含有されていた場合

「吹付け工法」もしくは「施工方法が明らかでない」石綿含有仕上塗材を除去する時は吹付け石綿として取扱うため、大気汚染防止法に定める特定粉じん排出等作業実施届出、作業基準の遵守が必要となります。

吹付け工法以外の工法（ローラー塗り等）で施工されたことが明らかな場合、届出は不要ですが適切な飛散防止措置を講じてください。

### 作業基準の遵守

届出の対象となった石綿含有仕上塗材を除去する際には作業基準の遵守が必要です。大気汚染防止法施行規則別表第七第一の項下欄イ～チの事項を遵守し除去等を行うか、同項下欄柱書きの「同等以上の効果を有する措置」を講じる必要があります。

今回の環境省通知では、石綿含有仕上塗材を除去する場合、以下の9種類の方法が「同等以上の効果を有する措置」とされました。

1. 集じん装置併用手工具ケレン工法
2. 集じん装置付き高圧水洗工法（15MPa以下、30～50MPa程度）
3. 集じん装置付き超高圧水洗工法（100MPa以上）
4. 超音波ケレン工法（HEPA フィルター付き掃除機併用）
5. 剥離剤併用手工具ケレン工法
6. 剥離剤併用高圧水洗工法（30～50MPa程度）
7. 剥離剤併用超高圧水洗工法（100MPa以上）
8. 剥離剤併用超音波ケレン工法
9. 集じん装置付きディスクグラインダーケレン工法

※石綿含有仕上塗材除去作業を適切に実施するために、装置の使用方法、剥離剤の適用の可否等に精通していることが必要です。また、水滴飛散などによる汚れを防止するためにプラスチックシート等で養生する必要があります。

## 2-③ ノロウイルス食中毒・感染症の予防について

### 予防のポイント

- 1 十分に加熱すればウイルスをやっつけることができます。  
食品の中心までしっかり加熱（中心温度85～90℃で90秒間以上）しましょう。また、使用した調理器具も熱湯又は塩素系漂白剤で消毒しましょう。
- 2 石けんで手をよく洗いましょう。  
トイレの後、調理をする際、食事の前は、必ず石けんで特によく手を洗いましょう。手洗いの後、使用するタオルは清潔なものを使用しましょう。
- 3 おう吐物を処理する際は、注意しましょう。  
おう吐物に含まれるウイルスが手などを介して感染してしまう可能性があります。直接手で触れないよう、使い捨ての手袋などを使って取り除きましょう。取り除いたあとは、塩素系漂白剤で消毒し、処理後は、よく手を洗いましょう。

### ノロウイルスによる食中毒・感染症

- 主な症状 おう吐、下痢、腹痛、発熱など
- 潜伏期間 平均1～2日
- 発生時期 11月～3月にかけて多く発生
- 特徴 食品中では、増殖せず、人の腸管内で増殖する。  
少量(10～100個)で感染し、発症率が高い。  
食品中で増殖しないため、食品の鮮度に関係なく感染する。  
感染者がすべて発病するわけではありません。
- 感染経路 ○発症者のノロウイルスが大量に含まれるおう吐物や便に触れた手によって、口に運ばれて感染する場合  
○家庭や共同生活などヒト同士の接触する機会が多いところでヒトからヒトへ飛沫感染等直接感染する場合  
○食品を取り扱う人がウイルスに感染し、その人を介して汚染した食品を食べた場合  
○汚染されていた二枚貝を、生あるいは十分に加熱調理しないで食べた場合  
○ノロウイルスに汚染された井戸水等を消毒不十分で摂取した場合

### 感染するとどうなるか？

- 感染してから1～2日後に激しい吐き気やおう吐、下痢、腹痛、発熱が生じます。
- ひどい下痢がつづいた場合は、脱水症状になることがあります。
- 症状は、3日程で治まりますが、便には2週間ほどウイルスが含まれますので、発症者はよく手を洗い、他の人にうつさないよう注意しましょう。



和歌山県環境生活部  
県民局食品・生活衛生課  
TEL 073-441-2624 / FAX 073-432-1952  
「食の安全・安心わかやま」  
<http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/031600/>

### **3 一般社団法人和歌山県産業廃棄物協会 理事会**

一般社団法人和歌山県産業廃棄物協会の理事会及び常任理事会が次のとおり開催されました。

平成29年度第2回理事会及び常任理事会

開催日：平成29年8月22日（火）

場 所：酒直ビル3F会議室（常任理事会は協会会議室）

議 案：①第16回「産業廃棄物と環境を考える全国大会」の開催について

- ②新入会員及び退会会員承認の件について
- ③会報の発行について
- ④安全衛生活動事業について
- ⑤行政懇話会の議題について
- ⑥第24回親睦ゴルフコンペの開催について
- ⑦第2回海上パトロールの実施について
- ⑧次回理事会の開催日程について
- ⑨その他



について協議のほか、16件の報告がありました。

平成29年度第3回理事会及び常任理事会

開催日：平成29年11月24日（金）

場 所：酒直ビル3F会議室（常任理事会は協会会議室）

議 案：①全産廃連新年賀詞交歓会（1月12日 明治記念館）について

- ②新規正会員・賛助会員の勧誘促進について
- ③新入会員及び退会会員承認の件について
- ④支部研修会の開催及び日程について
- ⑤県外視察研修会の開催について
- ⑥会報の発行について
- ⑦法人名称の変更に係る検討について
- ⑧事務局の年末年始の業務について
- ⑨次回理事会の開催日程について
- ⑩その他



について協議のほか、18件の報告がありました。

## 4 一般社団法人和歌山県産業廃棄物協会活動

### 4-① 行政懇話会

産業廃棄物業界と和歌山県、和歌山市の関係行政との意見交換会として、平成29年度の行政懇話会を8月29日（火）酒直ビル3階会議室において開催しました。ご多用な折にもかかわらず、和歌山県循環型社会推進課の堀課長、亀岡班長、稻内班長、同廃棄物指導室の高垣室長、和歌山市産業廃棄物課の豊田副課長、久保副主任のご臨席を頂き、当協会からは武田会長、目良副会長、井川副会長、貴志副会長、松田副会長、山本青年部会長及び事務局2名が出席し、以下のテーマについて意見交換を行うとともに当協会からの要望等を伝えました。

#### 【懇話会のテーマ】

- (1) 災害廃棄物処理について <継続>
- (2) 排出事業者に対する指導の強化について<継続>
- (3) 優良産廃処理業者認定制度について
- (4) 無料回収業者に対する行政指導について<継続>
- (5) 「産業廃棄物処理業の振興方策に関する提言（平成29年3月）」について
- (6) 「和歌山県産業廃棄物の越境移動に関する指導要綱」について <継続>
- (7) その他
  - ・収集運搬車両に対する検問の実施について
  - ・水銀使用製品産業廃棄物について



## 4-② 安全衛生活動事業

安全衛生活動事業に取り組み、労働災害の防止及び作業環境の整備につなげるため、安全衛生活動事業の一環として次のとおり、リスクアセスメント推進研修会及び相互安全衛生パトロールを実施しました。

### (1) 安全衛生研修会（リスクアセスメント推進研修会）

開催日時：平成29年10月4日（水）13：30～16：30

開催場所：プラザホープ2階 会議室

講 師：一般社団法人和歌山県産業廃棄物協会 安全衛生促進委員

赤井 靖氏、坂頭 宏樹氏、安原 敏夫氏、山田 繁樹氏

参加者数：29名

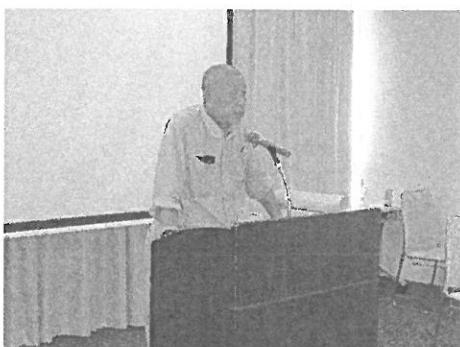
研修内容：事業場内におけるリスク（危険性又は有害性）を事前に把握（調査・評価：アセスメント）し、そのリスクを除去することで職場内を安全かつ快適なものにしようとするもので、リスクアセスメントの実施方法について講義を受け、実務演習を行いました。

○講義1 …… 産業廃棄物処理業におけるリスクアセスメントの必要性

○講義2 …… リスクアセスメントの基本と実施に向けて

○実務演習 … リスクアセスメントの体験

（廃棄物処理現場のリスク見積り事例）



武田会長開会挨拶



実務演習



実務演習（グループ討議）



修了証交付

## (2) 相互安全衛生パトロール

平成29年11月1日に和歌山支部、9日には御坊・田辺支部のあわせて4事業所の中間処理施設等で実施し、労働基準監督署担当官及び労働安全アドバイザーから、現場施設の管理及び作業等に関する注意点等種々の指導を受けました。その中で、良かった点・検討を要する点を紹介します。

### ◇良かった点

○タンクローリー上部からの墜落防止装置(安全帯取り付け設備、安全帯の常備)が各施設に取り付けられており、非常に良い。	○道路から作業場までの通路、土間を大変きれいにしていました。
○構内の整理整頓が行き届いています。	○経営者の従業員への安全・安心への熱意が伝わってきました。
○敷地内で重機を同時に動かさない対策は、大変効果的な安全対策です。	

### ◇改善を検討して欲しい点

○敷地南側の防油堤に一部低い箇所が認められるので、必要な高さまで補修してください。
○投光器の電線について、ビニールテープで簡易補修されている箇所があるが、鉄骨フレームに固定する関係で広範囲に感電の危険があるため、ケーブルの交換等を検討してください。
○配管保温材が老朽化し、保温材がむき出しになっているところが認められるので、石綿含有の有無を確認し、石綿含有保温材の場合は早急に措置を行ってください。
○重機について、特定自主検査期限が切っていますので、必ず受検してください。
○切断装置横の通路に型材が積まれているので、撤去するなど安全な通路の確保を図ってください。
○工場内事務所上を物置として使用する場合は、墜落防止のため手摺り等の墜落防止設備を設置してください。
○破碎機に非常停止ボタンが有りますが1か所故障しています。修理をお願いします。また定期的に非常停止ボタンの作動確認もお願いします。
○建屋内のホイスト式天井クレーンについて運転者の誤動作を防止するため、運転者の見やすい位置に方向表示を行ってください。
○消火器ボックスの前に資材を置いていますが、緊急時の妨げになります。資材の撤去又は消火器ボックスの移動を検討してください。 クラッシャーのホッパー内点検デッキに手すりが無く、デッキ上から墜落の危険があります。

## 4-③ 収集運搬部会

### 不法投棄防止巡回パトロール（田辺市周辺及び高野町周辺）

収集運搬部会では、平成29年6月13日に和歌山市内を中心に不法投棄防止の啓発横断幕やマグネット表示板を装着したダンプカー、パッカー車などで不法投棄防止巡回パトロールを実施し、不法投棄された一般廃棄物と思われる廃家電製品等の撤去を行いました。

和歌山市周辺の巡回パトロールに引き続いて、第2回目は田辺市周辺、第3回目は高野町周辺の不法投棄防止巡回パトロールを行い、回収可能な範囲で撤去作業を行いました。なお、谷が深いなどで撤去できなかったものも含め、パトロール結果を関係行政機関等に報告しました。

#### 1 田辺市周辺

(1) 実 施 日：平成29年9月6日（木）

(2) 参 加 者：23名

(有)柏木商店	1名	(有)国辰商事	2名
(有)志場商店	2名	田辺工業(有)	2名
(有)日置川清掃	2名	株三高産業	2名
(株)吉田組	1名	和歌山県再生資源事業協同組合	1名
和歌山県資源開発協業組合	1名	(有)ワコー産業	2名
田辺保健所	1名	田辺市役所	2名
産廃協会	4名		

(3) 巡回コース：【往路】

扇ヶ浜海岸駐車場(集合)→明洋交差点右折→国道42号→国道424号→県道31号→国道42号→国道311号→中辺路町栗栖川(収集)→国道311号→中辺路町福定(収集)→国道311号→近露(トイレ休憩)→国道311号→国道168号線→本宮町大居(収集)

【復路】

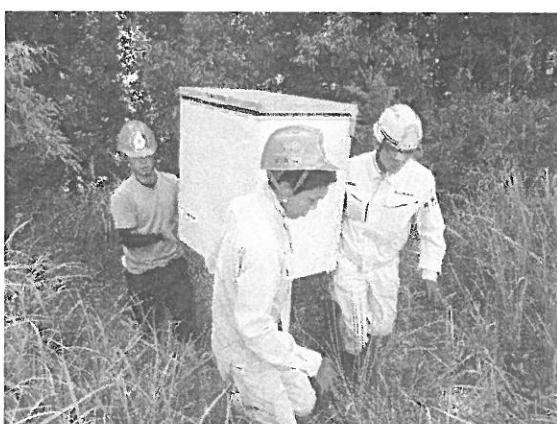
国道168号線→国道311号→昼食(わたらせ温泉)→国道311号→近露(トイレ休憩)→国道311号→国道198号線→水上公衆トイレ付近(収集)→国道198号線→国道311号→国道42号→田辺市ごみ処理場(収集廃棄物搬入)

(4) 使用車両：2tユニック車1台、2tダンプ車3台、1tトラック1台、軽トラック3台、乗用車4台 計12台

(5) 撤去した物：タイヤ約100本、冷蔵庫2台、ドラム缶、車のドア、鉄くず、木くず、その他一般ごみ等

(6) 撤去した量：2tトラック1台、1tトラック1台、軽トラック2台 計860kg

(7) 撤去場所等：中辺路町水上・中辺路町栗栖川・中辺路町福定・本宮町大居の4ヶ所



## 2 高野町周辺

(1) 実 施 日：平成29年9月12日（火）

(2) 参 加 者：25名

赤井工業(株)	2名	株ヴァイオス	3名	株大瀧商店	2名
株岸化学	2名	株紀洋	1名	西洋環境開発(株)	1名
大栄環境(株)	2名	(有)武田造園	1名	(有)バッキーズ	1名
株福西工務店	1名	株明光	2名	株吉建	1名
和歌山プレス(株)	1名	橋本保健所	1名	高野町役場	2名
産廃協会	2名				

(3) 巡回コース：伊都郡高野町花坂不動尊前（集合）→大門→奥の院→高野龍神スカイライン→護摩山スカイタワー→高野龍神スカイライン→国道480号線沿い道路脇（収集）→伊都郡高野町花坂不動尊前（解散）→高野町塵芥処理センターへ撤去物の搬入

(4) 使用車両：2tダンプ車1台、貨物車1台、軽トラック2台、乗用車7台 計11台

(5) 撤去した物：電動工具、工具箱、ガソリン携行缶、布団、枕、廃プラ、金属くず、缶、びん、ペットボトル、その他一般ごみ

(6) 撤去した量：2tダンプ1台分程度

(7) 撤去場所等：国道480号線沿い道路脇 2カ所



## 4-④ 建設廃棄物部会

### —平成29年度建設廃棄物部会会議—

近畿地域協議会再生砕石利用促進検討会議の委員として参加している当協会の目良副会長（建設廃棄物部会長）から同検討会議の活動状況の説明の後、以下の議題について協議しました。

日 時： 平成29年9月29日（金）13：30～15：00

場 所： 酒直ビル3階 会議室

議 題：（1）近畿地域協議会再生砕石利用促進検討会議について

（2）廃棄物処理法の改正について

（3）労働災害防止計画について

（4）産業廃棄物処理業（建設廃棄物）自己チェックリストについて

（5）「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」の改訂について

（6）その他

①収集運搬許可申請の添付書類の様式について

②登記事項証明書の必要な変更登記の期限延長について

③水銀廃棄物の適正処理について



目良建設廃棄物部会長挨拶



## 4-⑤ 人権研修会

部落差別の解消の推進に関する法律が、平成28年12月9日に成立したことに伴い、同和問題を正しく理解し、人権意識を高め、差別や偏見のない社会を築いていくことを目的に、人権研修会を開催しました。

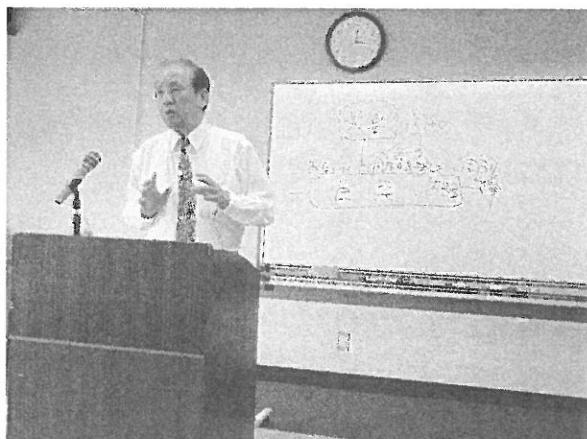
日 時：平成29年9月20日（水）13：30～15：30

場 所：商工会議所4階 特別会議室

講 師：和歌山県人権教育啓発推進懇話会委員 村田 淳穂氏

参加者数：32名

研修内容：村田講師から「一人ひとりが輝いて生きる。」～みんなちがって みんないい～と題して研修していただきました。「人権とは何か、部落差別の歴史」について分かりやすく説明していただきました。終了後、受講者には修了証を交付しました。



## 4-⑥ 電子マニフェスト操作体験セミナー

この体験セミナーは、インターネットに接続されたパソコンで、電子マニフェストのデモシステムを利用した操作体験（電子マニフェストの登録から処分完了報告まで）を行い操作性や電子マニフェスト利用のメリットを実感していただくことを目的とした無料体験セミナーです。

参加者はセミナー用に用意されたIDとパスワードを使用し、排出事業者・収集運搬業者・中間処理業者すべての立場となって、それぞれの入力方法を体験しました。

昨年度に引き続きの開催となりました。

◇日 時 平成29年9月28日（木）14：00～16：00

◇場 所 プラザホープ（和歌山県勤労福祉会館）3階 会議室1・2

◇参加者数 17名

◇対象者 排出事業者及び収集運搬業者、処分業者のマニフェスト業務の実務担当者等

◇内 容 ■排出事業者の操作（新規登録）  
■収集運搬業者の操作（運搬終了報告）  
■処分業者の操作（処分終了報告）  
■共通の操作（マニフェスト情報照会など）



## 4-⑦ 不法投棄防止海上パトロール

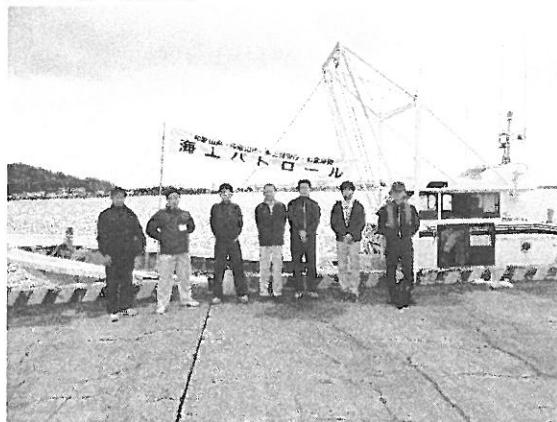
平成29年度第2回目（通算46回目）の不法投棄防止海上パトロールを実施し、海上から海岸線近くまで船で近寄り、不法投棄物の有無を確認しました。

○ 日 時：平成29年10月25日（水）

午前9時10分（出港）～午後2時10分（帰港）

○ 参加者：7名

和歌山県循環型社会推進課	1名
和歌山県廃棄物指導室	1名
和歌山市産業廃棄物課	1名
和歌山海上保安部警備救難課	1名
和歌山県産業廃棄物協会	3名



○ パトロールコース：

和歌山南港→大川港→友ヶ島→矢櫃海岸（有田市）→衣奈周辺（由良町）→戸津井漁港沖合→白崎→下津港（方）→和歌山南港

○ パトロールの結果：

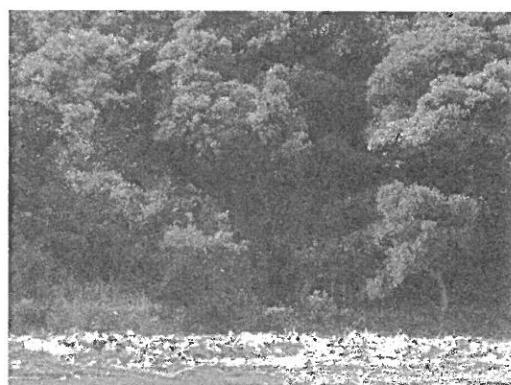
- ・加太港から大川港間の海岸に前回（H29年7月）同様漂着物と見られる廃棄物を確認した。波が高く近づけなかったため、内容まで確認できなかった。
- ・友ヶ島のうち地ノ島の北部海岸で前回より多くの漂着物と見られる廃棄物（プラスチック容器・発泡スチロール類・木くず等）を確認した。また、沖ノ島では漂着ゴミは少なかった。
- ・矢櫃海岸では、崖上から崖中腹にかけて前回より多くの不法投棄物を確認した。
- ・由良町衣奈周辺の海岸道路沿いでは不法投棄物は今回確認されなかった。
- ・下津港海岸道路沿いでは不法投棄物は今回確認されなかった。
- ・和歌山南港付近で台風の影響と思われる漂着物（流木、木くず等）を多く確認した。

○ パトロール結果の対応：

和歌山県及び和歌山市から関係機関への連絡及び対応をお願いしました。



矢櫃海岸の現状



地ノ島北部海岸の現状

## 4-⑧ 第24回親睦ゴルフコンペ

平成29年11月7日（火）に南紀白浜ゴルフ倶楽部において、第24回親睦ゴルフコンペ（チャリティーコンペ：平成29年度第2回）を開催しました。

当日は天候にも恵まれ、23社36名と多くの皆様に参加していただき、盛会裏に開催することができました。

また、プレー終了後は、各賞（1位～10位、以下5位ごと、当回賞、B B賞、ベストグループ賞）の表彰を行いました。

第4回親睦ゴルフコンペからチャリティーコンペとして車椅子を寄贈していますが、今回は第17回目となり、広川町に車椅子を寄贈しました。また、広川町からは感謝状をいただきました。

今後も皆様のご理解をいただき、続けていきたいと考えていますので、皆様の参加をお待ちしています。

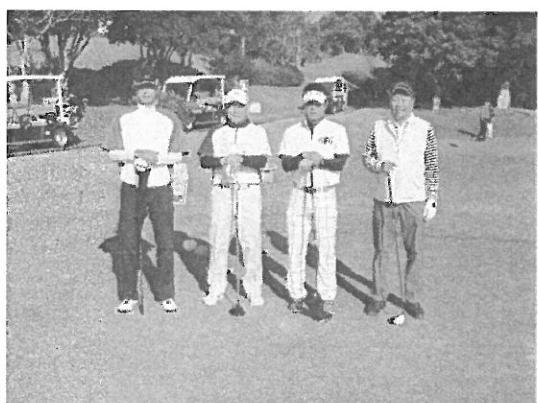
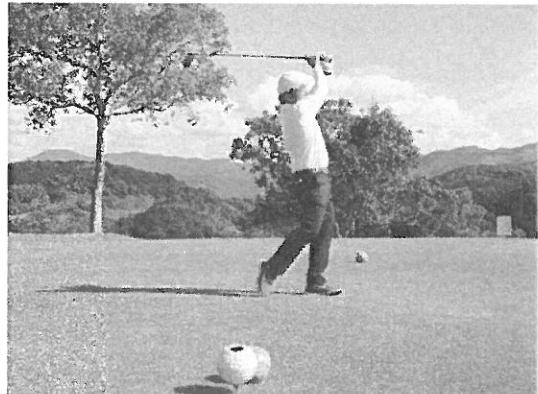
### 1 結果（敬称略）

- 優勝：辻本 昌弘（赤井工業株）
- 2位：撫養 瞳也（有）日置川清掃
- 3位：赤井 靖（赤井工業株）
- 4位：前坂 康行（株）朝日ダイヤゴルフ
- 5位：岡本 誠司（有）日置川清掃
- 6位：松尾 廣（小椋リビングクリーン株）
- 7位：中村 雄三（株）ナカミチ建機サービス
- 8位：酒本 吉伸（有）ワコー産業
- 9位：野村 憲司（株）エコワークTANABE
- 10位：嶋 勝彦（奥田建材）
- 15位：廣田 稔雄（有）日置川清掃
- 20位：奥田 五郎（奥田建材）
- 25位：和田 秀人（株）古勝
- 30位：目良 知樹（めらりサイクル株）
- 当回賞：森 礼子（和歌山県議会議員）
- B B賞：神藤 信六（株）丸六
- B G賞：野村 憲司（株）丸六

### 2 車椅子贈呈（1台）

贈呈先：広川町

出席者：住民生活課 班長 池永 佳隆 氏



## 4-⑨ 青年部会活動

### ★和歌山県青年部会役員会・主な行事

#### ○平成29年度第3回役員会

開催日：平成29年8月9日（水）

場 所：協会会議室

議 題：（1）役員変更の件について

（2）新委員会設立の件について

（3）親睦・研修事業の件について

（4）その他

#### ○平成29年度第4回役員会

開催日：平成29年10月2日（月）

場 所：協会会議室

議 題：（1）親睦・研修事業の件について

（2）その他

#### ○研修・交流事業 in 広島

開催日：平成29年10月22日（日）～23日（月）

場 所：大前コーポレーション（広島県）

内 容：滋賀県青年部、奈良県青年部と合同で研修事業として広島県にある大前コーポレーションを訪問しました。

また、前日には広島観光、懇親会を行い各県の青年部会員相互の親睦を図り、業運営の情報交換の場として、大変有意義な時間になりました。

#### ○平成29年度第5回役員会

開催日：平成29年12月13日（水）

場 所：田辺市 割烹 千成（和歌山県）

議 題：（1）委員会事業の件について

（2）その他



役員会の様子



役員会後に忘年会を開催しました！

## **★全国産業廃棄物連合会青年部協議会近畿ブロックの主な行事**

### ○近畿ブロックチャリティースポーツ交流会

開催日：平成29年11月2日（木）

場 所：舞洲インフィニティーサーキット（大阪府）

内 容：舞洲インフィニティーサーキットにて近畿ブロックチャリティースポーツ交流会が開催されました。老若男女が共通のものを利用して出来る数少ない競技として今回ゴーカートでのレースとなり、近畿ブロック青年部会員による白熱のチーム対抗戦が行われました。

また、ゴーカート終了後、懇親会場に場を移し表彰式が行われました。

当日は30名の参加者があり盛会裏に開催され、和歌山青年部会から4名が参加しました。

## **★全国産業廃棄物連合会青年部協議会の主な行事**

### ○第8回カンファレンス

開催日：平成29年11月16日（木）

場 所：徳島グランヴィリオホテル（徳島県）

内 容：徳島グランヴィリオホテルにて第8回カンファレンスが行われました。全国47都道府県の部会長ら代表が参加し、連絡システムの「れん楽網」の周知説明や、「今後の青年部の活動に関して」のグループディスカッションを実施し、活発な意見交換会が実施されました。

当日は約150名が参加し、和歌山青年部会から4名が参加しました。

# 全国産業廃棄物連合会青年部協議会 近畿ブロック長インタビューが 循環経済新聞に掲載されました！

和歌山県青年部 瀧本 利生 幹事

(週刊循環経済新聞 平成29年9月4日掲載)

インタビュー

全国産業廃棄物連合会青年部協議会は、業界の未来を担うリーダーたちの集まりだ。その活躍に、近年ますます注目が集まっている。近畿ブロックでは、5月29日の総会で、瀧本利生氏(国辰商事社長)が新ブロック長に就任した。「魅力あるブロックづくり」を目標に掲げる瀧本ブロック長に今後の抱負を聞いた。

全国産業廃棄物連合会  
青年部協議会 近畿ブロック



瀧本 利生 ブロック長

——まず、近畿ブロックの特色といえば。  
やはり関西人らしい活発さと、義理と人情があるところ。そして強い団結力だ。2府4県それぞれの個性はあるが、それを生かして、琵琶湖での環境教

## 「魅力ある組織づくり」を目指す 各府県の個性を生かし、一致団結

お互いの良さを引き出し合っていると思う。大阪・奈良・和歌山・滋賀の4部会長が自分と同じく今期からの新任なので、この部分を受け継ぎつつ、一緒に新しい風を送り込もうとしている。み、より魅力を感じら

育や姫路での花の寄贈といった活動を行っておきたい。地域で必要とされている事業をできれば考

れるブロックを作つて、いきたい。  
——今後の計画は、社会貢献事業を検討している。前々ブロック長の時から2年の任期中に1回のペースで、琵琶湖での環境教育や、中部ブロックとの交流会があり、ラフティングなどがあるからだ。8月にもくのが青年部の役割で、環境問題を含め社会全体会にアプローチする活動をしなければならないと感じている。そのためにも、しっかりと自分たちの後継者の方々がやってくれる人材を育てていなくてはいけない。

また、ブロック内の結束を固めるとともに、他のブロックとのことを、継承すべきことの大ににつつ、新しいことに挑戦していく。

——今後の計画は、社会貢献事業を検討している。前々ブロック長の時から2年の任期中に1回のペースで、琵琶湖での環境教育や、中部ブロックとの交流会があり、ラフティングなどがあるからだ。8月にもくのが青年部の役割で、環境問題を含め社会全体会にアプローチする活動をしなければならないと感じている。そのためにも、しっかりと自分たちの後継者の方々がやってくれる人材を育てていなくてはいけない。

## 青年部会員を募集しています！

私たちと共に、環境保全活動や研修事業などを通じて、産業廃棄物処理業界を盛り立てていきませんか？青年部会では、会員・企業・従業員・男女を問わず広く募集していますので、是非とも多くの若き獅子達の参加を期待しています。

ご希望の方は協会事務局までご連絡下さい。

【TEL: 073-435-5600】

### 目的

本部会は部会員相互の融和親睦を図り、理解を深めると共に、廃棄物の適正処理及び再資源化に関する知識と教養を高め、将来、環境ビジネス経営における幹部としての使命遂行のための人格形成、並びに経営の合理化の推進発展向上を目的としています。

### 活動内容

情報交換の会合や研修会、環境保全活動、他県青年部会との交流会などを行います。

会 費 1名につき年額12,000円

会 員 数 32名(平成29年11月末現在)

## 5 公益社団法人全国産業廃棄物連合会関係

### 5-① 会議報告

#### ○平成29年度第1回安全衛生委員会

開催日：平成29年9月21日（木）

場 所：公益社団法人全国産業廃棄物連合会 会議室（東京都）

出席者：会長

議 題：（1）正会員における平成29年度労働災害防止計画

（2）平成29年度の連合会による協会の支援についての事業方針（案）について

（3）その他

#### ○第36回理事会

開催日：平成29年10月11日（水）

場 所：公益社団法人全国産業廃棄物連合会 会議室（東京都）

出席者：会長

議 題：<決議事項>

第1号議案 全国産業廃棄物連合会の名称変更について

第2号議案 委員会委員の選任について

第3号議案 賛助会員への入会承認について

第4号議案 平成30年度「第17回全国大会」について

第5号議案 平成30年度全国正会員会長・理事長会議の開催について

<協議事項>

（1）資源循環を促進するための産業廃棄物処理産業の振興に関する法律案について

（2）平成30年度事業計画案の策定スケジュールについて

（3）次回理事会その他の日程について

（4）その他

#### ○平成29年度第2回安全衛生委員会

開催日：平成29年12月6日（水）

場 所：公益社団法人全国産業廃棄物連合会 会議室（東京都）

出席者：会長

議 題：（1）会員事業所における安全衛生活動の現状調査について

（2）平成30年度の事業方針（案）について

（3）その他

#### ○正副会長会議

開催日：平成29年12月12日（火）

場 所：公益社団法人全国産業廃棄物連合会 会議室（東京都）

出席者：会長

議 題：（1）最近の動きと年初の予定について

## 5-② 全国正会員事務局責任者会議

開催日：平成29年7月28日（金）

場 所：アジュール竹芝 14F「天平の間」（東京都）

出席者：専務理事、事務局長

議 題：（1）平成29年度事業運営について

- ①平成29年度事業骨子案について
- ②全国産業廃棄物連合会の名称変更に係る検討状況について
- ③産業廃棄物処理業における人材育成について
- ④労働災害防止計画の平成29年度事業方針について
- ⑤低炭素社会実行計画の実施について  
　　〈意見交換〉
- ⑥平成30年度電子マニフェスト運用支援事業、紙マニフェスト貸与機器  
　　及び紙マニフェスト新事業について
- ⑦「業許可講習会」業務に関するお願い
- ⑧産業廃棄物と環境を考える全国大会について
- ⑨税制改正要望について
- ⑩全国産業廃棄物連合会BCP（業務継続計画）について
- ⑪年間行事予定

（2）連絡事項

## 5-③ 平成29年度正会員事業研修

開 催 日：平成29年12月1日（金）

場 所：ベルサール六本木コンファレンスセンター（東京都）

研修内容：（1）愛知県産業廃棄物協会業務継続計画（BCP）

～災害廃棄物の適正処理のために～

- （2）連合会事業継続計画（BCP）及び「緊急時」マニフェスト業務手順書について
- （3）全国産業廃棄物連合会の名称変更に関する理事会等での議論と結論
- （4）資源循環を促進するための産業廃棄物処理業の振興に関する法律案（仮称）大綱について
- （5）産業廃棄物処理業における人材育成事業の取組について
- （6）平成29年度労働災害防止の事業方針について
- （7）個人情報の取扱い及びe-ラーニング学習について

## **5-④ 近畿地域協議会**

開催日：平成29年10月13日（金）

場 所：リーガロイヤルホテル京都（京都府）

出席者：38名（うち当協会4名）

議 題：（1）大規模災害発生時における近畿ブロック災害廃棄物対策調査検討業務について

（2）全国産業廃棄物連合会活動について

（3）近畿各協会の名称変更について

（4）再生利用推進検討会議の現状と今後の活動方向について

（5）次回開催予定

（6）その他

## **5-⑤ 全国産業廃棄物連合会政治連盟**

○第44回理事会

開催日：平成29年10月10日（火）

場 所：公益社団法人全国産業廃棄物連合会会議室（東京都）

出席者：会長

議 題：（1）「産業廃棄物処理産業の振興に関する法律案」について

（2）産業廃棄物処理法改正及び政省令

（3）平成30年度予算・税制に関する要望について

（4）その他

○平成29年度産業・資源循環議員連盟総会

開催日：平成29年12月12日（火）

場 所：参議院議員会館 地下1階101会議室（東京都）

出席者：会長

議 題：（1）産業・資源循環議員連盟役員人事

（第48回衆議院総選挙において、丹羽雄哉会長ご勇退のため）

（2）廃棄物処理法の改正について

（3）産業廃棄物処理業界の振興方策に関する環境省からの報告

（4）産業廃棄物処理産業の振興に関する法律案（仮称）大綱について

## 5-⑥ 第16回産業廃棄物と環境を考える全国大会

平成29年11月17日（金）に、高知市の三翠園において、公益社団法人全国産業廃棄物連合会、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター、公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団、3団体の主催により『産業廃棄物処理業の振興方策について』をテーマに開催され、当協会から5名が出席しました。

循環型社会の形成や低炭素社会の実現を図るために、産業廃棄物処理業界は近年、廃棄物の適正処理によって培った技術・経験を活かしつつ、新たに廃棄物から資源・エネルギーを創り出す事業に取り組む事業者が増加するようになりました。

今後この資源循環の流れを太く確実なものとするためには、必要な法制度による手当のみならず、本業界における従業員の労働安全衛生及び人材の確保といった、多角的な視点からの業界振興方策の立案が必要になっています。

初めに公益社団法人全国産業廃棄物連合会石井会長の挨拶に続いて、平成29年度の循環型社会形成推進功労者等環境大臣表彰が行われ、23名が受賞されました。

次に「産業廃棄物処理業の振興方策について」をテーマに、環境省の「産業廃棄物処理業の振興方策に関する検討会」の座長を務められた慶應義塾大学経済学部教授細田衛士氏から基調講演が行われ、事業者、国民、地方公共団体の協力を得つつ、産廃処理業の振興によって、環境負荷が低減される循環社会の実現を目指すべきである。

また、産廃処理業を営む事業者の責務、事業者、国民の協力、環境大臣による産廃処理産業の振興方針の策定、国及び地方公共団体の施策を定めることが求められる。などの今後の振興方策について講演されました。

その後、労働安全衛生セッションとして、全産連安全衛生委員会委員長である武田会長から現在までの取組について説明があり、安全衛生標語の入賞者への表彰式が行われました。

全産連長谷川安全衛生委員の進行で、高知労働局島本健康安全課長から「産業廃棄物処理業における労働災害防止対策について」講演がありました。

つづいて、同じく全産連田村安全衛生委員から「労働災害防止対策の取組」について事例発表があり、盛会のうちに終了しました。



## 6 事務局だより・情報コーナー

### 6-① 法人化30周年記念大会について

平成29年10月20日（金）午後3時より、仁坂吉伸和歌山県知事をはじめ62名のご来賓の方々にご臨席頂き、法人化30周年記念大会をホテルグランヴィア和歌山（和歌山市）で開催しました。

仁坂吉伸和歌山県知事、尾花正啓和歌山市長、二階俊博衆議院議員、門博文衆議院議員、鶴保庸介参議院議員、石井邦夫公益社団法人全国産業廃棄物連合会会長、國中賢吉全国産業廃棄物連合会政治連盟理事長、尾崎太郎和歌

山県議会議長、富安民浩和歌山県議会議員、片渕昭人全国産業廃棄物連合会近畿地域協議会会長よりご挨拶を頂きました。

記念式典では、記念表彰が行われ、和歌山県知事感謝状、和歌山市長感謝状が当協会に授与されました。また、（公社）全国産業廃棄物連合会会長から協会及び協会の役員として15年以上にわたり組織強化・発展に貢献された6名に感謝状が授与され、公益法人設立当初から会員として、協会の事業運営に貢献された9事業所に対し、当協会会長から感謝状を授与しました。



武田会長



仁坂知事



尾花市長



自由民主党幹事長  
二階衆議院議員



門衆議院議員



鶴保参議院議員



石井会長



國中理事長

記念表彰では次の方々が受賞されました。（敬称略）

- （公社）全国産業廃棄物連合会会長感謝状
- ・会長 武田 全弘（武田全弘行政書士事務所）
  - ・副会長 目良 敏（株式会社目良建設）
  - ・副会長 井川 朗（和歌山プレス株式会社）
  - ・副会長 貴志 修三（株式会社貴志安商店）
  - ・副会長 松田 美代子（株式会社松田商店）
  - ・監事 森脇 敏夫（森脇税理士事務所）



- （一社）和歌山県産業廃棄物協会会長感謝状

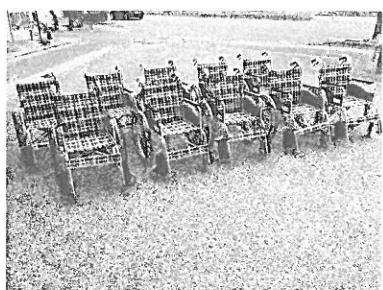
- ・鴻池運輸株式会社和歌山支店（和歌山市）
- ・小椋リビングクリーン株式会社（紀美野町）
- ・株式会社関組（和歌山市）
- ・西村工業株式会社（和歌山市）
- ・株式会社ヴァイオス（和歌山市）
- ・株式会社日ノ本組（和歌山市）
- ・株式会社丸山組（海南市）
- ・和歌山縣ヘルス工業株式会社（和歌山市）
- ・和歌山プレス株式会社（和歌山市）



その後、記念事業として和歌山県、和歌山市に車椅子を各10台贈り、会場では目録の贈呈式を行いました。また、式典の最後には協会の30年間の活動や、今後の取り組みテーマ等をまとめた「30年の歩み」の映像が会場に映し出されました。

記念式典終了後には、記念講演会を開催し、陸上自衛隊第37普通科連隊長兼信太山駐屯地司令一等陸佐丸尾寿明氏を講師にお招きし、「陸上自衛隊の災害派遣について」と題し、ご講演いただきました。（講演内容については次頁に掲載しています。）

引き続き行われた祝賀会では、当協会顧問森礼子和歌山県議会議員よりご挨拶を頂き、また多数の来賓の皆様方のご臨席を賜り、会員相互の懇親を深めながら盛会裏に開催されました。アトラクションでは和歌山出身のアコースティックデュオ「アロエルート」が登場し、会場は手拍子で大いに盛り上りました。



## 陸上自衛隊の災害派遣について

講師：陸上自衛隊第37普通科連隊長兼信太山駐屯地司令  
一等陸佐 丸尾寿明 氏



陸上自衛隊の災害派遣についてご紹介します。大きく分類すると、陸上自衛隊がどのような災害派遣をおこなってきたか、災害派遣の体制、自衛隊はどうなっているか、もし南海トラフ地震が発生したらわれわれ37連隊の計画はどうなっているか、そして最後にこれらの実効性を高めるために連隊としてどのような訓練をしているかです。

陸上自衛隊の災害派遣の実績ですが、災害派遣と言いますといろいろなものがありまして、有名なものでは地震や水害、台風、噴火のほか、あまり知られていないところでは山林火災も多くあります。また地域的なものとして雪害や離島からの患者空輸など、大小を含め民間では行けないところに自衛隊が出動しています。

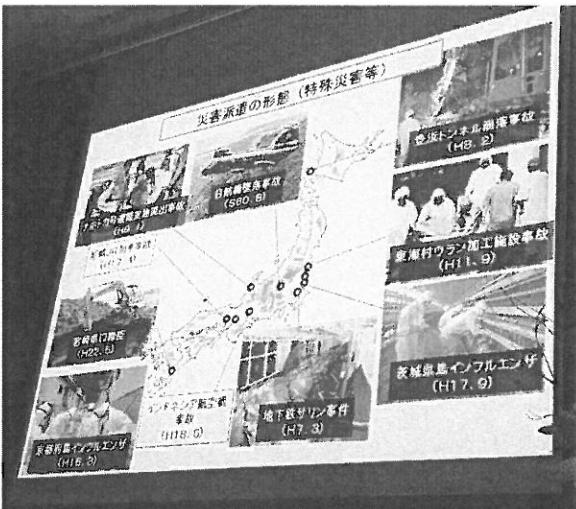
その他、自然ではない特殊災害というものもあります。たとえば油を日本海で流したナホトカ号や日航機墜落、地下鉄サリン事件も災害派遣として扱いました。比較的新しいものでは、鳥のインフルエンザがあります。このような中で一番多い災害派遣は何かと言うと、緊急患者空輸です。離島でお医者さんがいない場合、緊急患者が発生したときにヘリコプターや自衛隊の飛行機で本土の病院に運びます。年間300件ぐらいを実施しています。初めに、過去の大規模で特徴的な災害派遣の概要を説明します。

### ○阪神大震災

平成7年1月17日、朝5時46分に発生した阪神大震災は、普通のご家庭ではまだ就寝されているような時間に、淡路島の北淡町を震源とする震度7の地震が都市部の直下で起きました。死者6,500名、負傷者は4万人。当時としては未曽有の災害でした。この地震では、本当に自然災害の恐ろしさと現実を思い知らされました。陸上自衛隊は発災直後から災害派遣活動を開始しました。活動は大きく3つの期に区分され、第1期では被災地に所在する部隊を主体に人命救助及び捜索活動を、第2期は、中部方面隊を主体に他方面隊を増援して生活支援活動を、第3期は所在部隊を主体とする生活支援活動及び他方面隊の増援部隊を含めた施設科部隊による倒壊家屋の処理を行いました。約3、4ヶ月にわたる派遣期間に全国から延べ170万人、車両は約35万両、飛行機はヘリコプターも含めて7,000機を投入しました。この阪神淡路大震災時の教訓を反映してこの後自衛隊の災害派遣に関する手続の簡素化、自主派遣の判断基準の明確化、応急対策活動時の自衛官の権限拡大（警告・避難措置、立入制限、土地等への立入、工作物等の使用等）が図られるとともに、ヘリコプター映像伝送装置、人命救助システム等が導入されました。

### ○中越地震

平成16年10月23日に起きた新潟県の中越地震は、阪神大震災と違い、群発型で内陸型の直下型地震でした。山間部で起きたので脆弱な家屋もあり、死者40名、



負傷者も4,000人近くが出ました。発災直後から災害派遣活動を開始し、当初の3日間は搜索・救助・避難支援を主体に、それ以降は給食・給水・入浴・輸送・医療といった生活支援及び倒壊家屋の処理といった応急復旧支援活動を行いました。

#### ○中越沖地震

平成19年には中越沖地震がきました。沖合の直下型地震で、ライフラインなど生活基盤に甚大な影響を及ぼした地震です。水道は約1ヶ月、ガスが約1ヶ月半止まり、これに対する生活支援を継続して行い派遣期間は45日間実施しています。

#### ○東日本大震災

平成23年3月11日に起きた未曾有の災害東日本大震災。本震災の特性として3つが挙げられます。①津波による広域・甚大な被害がもたらされたこと、②原子力災害との複合事態であったこと、③地方自治体がその機能を失うほどの激甚災害であったことが挙げられます。また本震災対処上の特性としては4つ挙げられます。①初の統合任務部隊を編成したこと、②初めて予備自衛官を招集したこと、③米軍による救援活動が実施されたこと、④震災対処と原子力災害対処の二正面であったことが挙げられます。自衛隊は陸海空の総力を結集し、『最後の砦』として本震災対処にあたりました。約9ヶ月の派遣で動員数延べ300万人以上、阪神大震災の約2倍になりました。

#### ○紀伊半島大水害

東日本大震災の半年後の9月3日に起きました。和歌山県で死者52名、行方不明者5名の被害が発生しました。台風12号の記録的な豪雨により、河川の氾濫・浸水、そして土砂崩れによる家屋の倒壊がありました。第37普通科連隊は、発災から1時間後に初動派遣部隊を現地に進出させ、現地調整、主力部隊の誘導等を行いました。そして連隊主力は、田辺市・新宮市・那智勝浦町・日高川町に速やかに展開して即座に人命救助等の活動に当りました。

#### ○伊豆大島災害

平成25年10月16日に伊豆大島で土砂災害がきました。台風26号の接近に伴った災害で、死者39名の被害が発生しました。特徴的なのは地盤がりではなく、島嶼の島で土砂災害があったことです。加えて台風27号が接近して二次被害が予想されたことも特徴でした。島嶼の被災地だったため、東日本大震災に次ぐ統合任務部隊を編成し、陸海空自衛隊で1,000人規模の部隊の統合輸送による機動展開を行ないました。

#### ○広島県広島市災害

平成26年8月に起きた広島の土砂災害です。大量の雨水による山崩れ、土砂が住宅地に流れ込み死者74名の被害が発生しました。この災害派遣の特性としては、住宅街での活動になったこと、かつ、いつまた土砂災害が起こるか分からず二次被害、二次災害を予想しながらの活動になったことです。二次災害の危険を察知しながらですので、非常に難航しましたが、最終的には3週間の活動を実施しています。

#### ○関東・東北豪雨災害

平成27年9月10日に茨城県から災害派遣要請がありました。そして9月11日、日付が変わってすぐ宮城県からその日の午前中に栃木県もそれぞれ豪雨のために災害派遣要請がありました。主として河川の氾濫による災害への派遣活動となっています。特徴として孤立した方の救助なので、飛行機や船、ボートを活用した人命救助が主体であったことが挙げられます。茨城県のな

かでは、航空機とボートだけで2,000名近くを救助していく、宮城県でも54名を救助しました。陸上自衛隊のマンパワーよりも、海路・空路・水路というような救助活動をしています。航空機を多用し、その有効性が確認された災害派遣でした。

#### ○御嶽山噴火災害

平成26年9月に起きた御嶽山の噴火です。死者57名、行方不明者6名の被害が発生しました。特性としては、火山噴火が継続しているので何があるか分からぬということ、そして多量に吹き出る火山ガスによる二次被害も予想されたまでの活動でした。また、地形の特性上航空機も活用しました。

#### ○熊本地震

平成28年4月14日そして16日と、2度にわたって震度7の地震が発生しました。この地震の場合は要請から3時間後に陸海空の部隊が編成をして、ただちに災害派遣任務に取りかかったという教訓を得ています。また、東日本大震災と同様、米軍を呼んでオオスプレイを投入し、物資の輸送をしたことも教訓です。被災者の方への支援も細かくなっていて、東日本大震災の教訓で、車の中で退避されていた方がエコノミー症候群になって体を悪くされたり亡くなられたりしたことから、熊本地震の際には、自衛隊のテントを用意して足を伸ばして休んでもらえるような施設をはじめから作っていました。そして被災者のメンタルケアも必要ということで、海上自衛隊の救護艦や、民間のフェリーを救護施設として活用しました。また、予備自衛官も招集して活動しています。過去の教訓から総合的に物資を一箇所に送った後、今度は現場から何が必要かというニーズを受けて届ける、いわゆるプッシュ型の輸送とプル型の配分というものを組織的に行いました。

次に、災害派遣の体制、自衛隊はどうなっているのかを紹介します。災害派遣で何が大事かというと即応体制です。人命救助は最初の72時間が決め手です。その間に助かるべき命を1名でも多く助けるということを主眼に行っているので、発災したと



きの即応が一番大事な最も緊要なところだと自覚しています。陸上自衛隊では常に、24時間体制で3,870名、車1,100台、ヘリ36機、これが全国どこでも動けるような体制になっています。特に、われわれ37普通科連隊が関係するところは、中部方面隊と言って東は豊川から、西は四国を含んで山口県までの範囲内で、人員は750名、車両は200台、ヘリコプターは8機、これだけの隊員、車両が被災現場に一時間以内に飛び立てるように、日夜準備をしています。37普通科連隊も、ファスト・フォース(FAST-Force)という、いわゆる何か起こったらすぐに出動できる隊員を35名、24時間体制で1時間以内に出られるように準備しています。

次に、南海トラフの巨大地震の計画ですが、大阪南部・和歌山全域の防衛警備を担当するわれわれ37普通科連隊にとって喫緊の課題であります。われわれの連隊として、どういう計画を持っているか簡単に説明しますと、国の被害見積りにもとづきますと、特に紀中、紀南は震度7ぐらいが来るのではないかということを予想しています。そして震度だけでなく、和歌山県は津波が脅威です。まず、それらの状況を解明して情報収集をする。その後、それぞれ隊区部隊ごとに人命救助を第一に活動します。その他、状況の解明に伴って、増援部隊を転用し後詰めの部隊も運用するという計画を持っています。南海トラフ巨大地震が起った段階で、われわれは和歌山県庁に指

揮所を移し、上級部隊や行政と連携しながらニーズや状況を確認します。和歌山県には、山が多いという特性があり、南のほうに行く経路が限定されます。ヘリコプターあるいは陸路も含めてその活用を検討しています。和歌山だけでなく、和歌山の西側沿岸の通信をとれるように徳島県の一部にも派遣をして、そこにアンテナを建てて中継所を活用するという計画をしています。その他、被害状況を解明するためにオートバイやヘリコプターなども使って網の目のように被害状況を解明するようにします。また発災に合わせて大阪の南部と和歌山県の市町村の役場に連絡員を派遣して連携をするように計画しています。

発災当初は、我々はそれぞれの受け持ち区域で活動しますが、被害状況が判明するにしたがって被害の大きいところに部隊を転用して、1人でも多くの命を助けられるよう計画をしています。

このような計画を持っているわれわれが、実際にその計画を活かせるようにするためにはどうすればいいか。それはやはり訓練です。そのため、われわれは色々な訓練を行っています。津波で海岸線が崩壊した場合、山間部から徒步により人命救助できるよう現地を実際に歩いたり、市街地が水浸しになったり、川や海でおぼれかけている人を救助するためボートによる操船訓練、各自治会と連携、共同してロープ訓練、水泳訓練等を行なっております。連隊は、実働単

位として第1中隊から重迫撃砲中隊まで6つの中隊を持っています。6つの中隊が和歌山県にそれぞれ隊区を区分して活動するようになっています。本部管理中隊は、その6つの中隊をいろいろとサポートしたり、あるいは機能を補填したりする中隊です。被害状況の確認等の情報収集、通信のサポート、重機や土木作業、食事や入浴、物資の補給、傷病者の救護、このような機能を持って日夜訓練しています。

第1中隊は和歌山市、海南市、紀美野町を、第2中隊は田辺市、上富田町、白浜町、すさみ町を、第3中隊は御坊市、由良町、日高町、美浜町、印南町、日高川町、みなべ町を、第4中隊は、有田市、有田川町、湯浅町、広川町を、第5中隊は、橋本市、紀の川市、岩出市、かつらぎ町、九度山町、高野町を、そして重迫撃砲中隊は新宮市、那智勝浦町、北山村、太地町、古座川町、串本町をそれぞれ隊区としています。さらに第3普通科直接支援中隊はそれの中隊の活動地域に展開をして、車両の整備や、細かいところではチェーンソーの整備まで、実働部隊の活動を整備面で支援しています。

結びにわれわれは一生懸命訓練しておりますが、その力は本当に微々たるものですが。何が一番大きな力になるか、それは皆様のご支援、ご協力、ご理解、そして特に精神的なサポートです。引き続き応援いただきますようお願い申し上げます。



## 6-② 平成29年度環境大臣表彰について

# 平成29年度環境大臣表彰を受賞！

この度、当協会副会長の目良敏さん（株式会社目良建設代表取締役）が平成29年度循環型社会形成推進功労者等環境大臣表彰を受賞されました。

これは、永年当協会の役員を務め、その間、和歌山支部長及び建設廃棄物部会長として、会員に対しコンプライアンスの推進を呼びかけるとともに、全産連近畿地域協議会の再生利用促進検討委員会委員として、建設副産物のリサイクルや適正処理等の推進に取り組み、また、平成23年台風12号により甚大な被害を被った那智勝浦町において、災害廃棄物の処理体制を確立するとともに災害現場に自ら赴き、災害廃棄物の早期処理に尽力したこと等が認められたものであり、我々（一社）和歌山県産業廃棄物協会としても大変な誉れであり、衷心から祝福したいと思います。



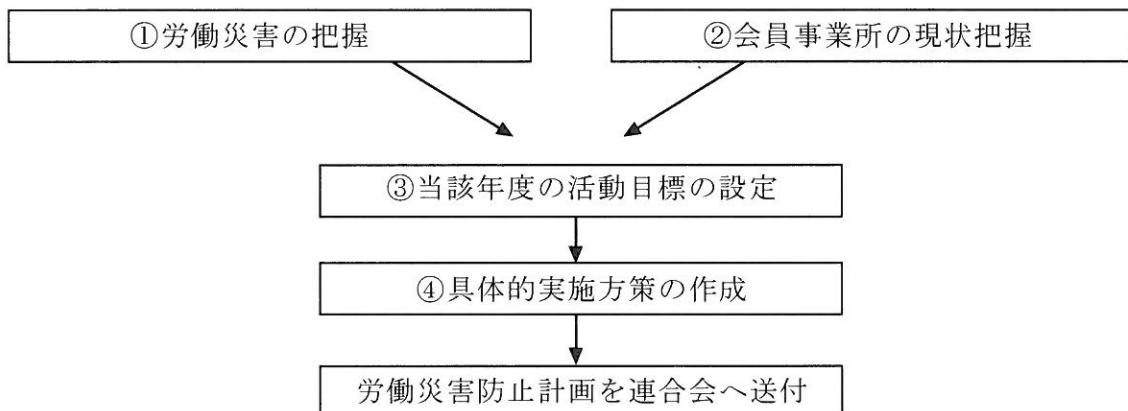
## 6-③ 産業廃棄物処理業における労働災害防止計画の策定について

公益社団法人全国産業廃棄物連合会では、産業廃棄物処理業界における労働災害防止対策の徹底を図り、労働災害を撲滅するために、平成29年度を実施初年度とする「産業廃棄物処理業における労働災害防止計画（3年間）」を策定しています。具体的な目標として、計画期間中の労働災害による死者数及び休業4日以上の死傷者数をそれぞれ平成24～26年実績平均に比して全ての都道府県において20%以上削減することを設定しています。

当協会としても、平成29年度の労働災害防止計画（p47～p49掲載）を策定し、会員企業が一体となり労働災害防止対策を積極的に推進し、会員企業の安全衛生水準の尚一層の底上げを図っているところです。また、現在、労働災害の発生状況及び11月に実施した安全衛生活動の現状調査の集計結果（p46掲載）をもとに、平成30年度の計画を策定中です。

産業廃棄物業処理業界は全産業の中でも労働災害が多い状況ですが、労働災害のない業界に向け、安全衛生活動の重要性を認識していただけるよう、全力で取り組んでまいります。

### （1）都道府県協会における平成30年度・31年度計画の作成手順



## 平成29年度安全衛生活動の現状調査集計結果

指標		活動目標値 (平成29年度)	集計結果 (11月現在)
1	会員企業における安全衛生活動のアンケート調査の回答数	80	94
2	協会が実施する安全衛生事業を認知している会員企業数	74	82
3	連合会が提供している安全衛生活動の支援ツールを認知している会員企業数	42	55
4	法令に基づく安全衛生管理体制を構築している会員企業数	62	71
5	協会が実施する安全衛生研修会（リスクアセスメント推進研修会及び労働災害事例研修会）の参加人数【重点】	80 (平成28年度)	56 (11月現在)
6	安全衛生パトロールを実施している会員企業数	53	69
7	ヒヤリ・ハット活動を実施している会員企業数	52	54
8	リスクアセスメントを実施している会員企業数	34	42
9	安全衛生規程を作成している会員企業数【重点】	27	21

○平成29年度安全衛生活動の現状調査にご協力いただきました会員の皆様、本当にありがとうございました。集計結果におきましては、平成29年度の活動目標値の大部分は達成されました。安全衛生規程を作成されていない事業所が多く見受けられます。安全衛生規程は事業者から労働者への安全の配慮と、安全衛生活動に対する姿勢を示すものです。

連合会ホームページ（連合会ホームページ→処理企業の方へ→安全衛生をクリック）の安全衛生規程作成支援ツールでは従業員数、処理内容を選択するだけで、自動的に「産業廃棄物処理業におけるモデル安全衛生規程及び解説」に沿った安全衛生規程を作成することができますので、ぜひご活用ください！

インターネットで 全産廃連 安全衛生 検索

### ☑ 安全衛生規程を作成しよう

安全衛生規程は、事業者から労働者への安全の配慮と、安全衛生活動に対する姿勢を示すものです。

#### 「連合会のツールを使ってみましょう」

連合会ホームページの「安全衛生規程作成支援ツール」では、従業員数や処理内容を選択していただくと、各社の事業内容に沿った安全衛生規程を作成することができます。

#### 安全衛生規程作成支援ツール

<b>1. 会社名を入力</b> <input type="text"/>	<b>2. 従業員数を選択</b> <input type="checkbox"/> 1~9人 <input type="checkbox"/> 10~49人 <input type="checkbox"/> 50~99人 <input type="checkbox"/> 100人以上
<b>3. 処理内容を選択</b> <input type="checkbox"/> 収集運搬 <input type="checkbox"/> 中間処理 <input type="checkbox"/> 重機作業 <input type="checkbox"/> 活性汚泥 <input type="checkbox"/> 圧縮プレス <input type="checkbox"/> 中和 <input type="checkbox"/> 焼却 <input type="checkbox"/> 脱水 <input type="checkbox"/> 破碎 <input type="checkbox"/> 乾燥 <input type="checkbox"/> 混合 <input type="checkbox"/> 油水分離 <input type="checkbox"/> 選別 <input type="checkbox"/> 感染性 <input type="checkbox"/> 固形化 <input type="checkbox"/> 廃石綿 <input type="checkbox"/> 最終処分	
<b>4. 表示オプションを選択</b> <input type="checkbox"/> 関連法令 <input type="checkbox"/> 「産業廃棄物処理業におけるモデル安全衛生規程及び解説」該当ページ	
<b>5. 作成【※テキストファイルで出力されます。】</b>	

## (一社) 和歌山県産業廃棄物協会における平成29年度労働災害防止計画

### 1. はじめに

全国産業廃棄物連合会（以下、「連合会」という。）においては平成29年度からの3年間を期間とする「産業廃棄物処理業における労働災害防止計画（以下、「産廃労働災害防止計画」という。）」を策定し、平成31年に死傷災害996人、死亡災害16人を下回ることを目指に掲げている。

この目標達成に向けて、当協会では、「産廃労働災害防止計画」はもとより、和歌山県内の労働災害の発生状況、安全衛生活動のアンケート調査から、当年度の実施すべき事項を定め、会員企業が一体となり労働災害防止対策を積極的に推進し、会員企業の安全衛生水準の尚一層の底上げを図っていくものとする。

### 2. 平成31年度目標

- (1) 死亡者数をゼロにする。
- (2) 休業4日以上の死傷者数を平成24～26年の実績平均に比して、20%以上減少させる。（平成24～26年の平均：10人→平成31年：8人以下に）

### 3. 平成29年活動目標

2. の「平成31年度目標」を達成するために平成29年度における活動目標を次のとおり設定する。

指標		現状値 (平成28年度)	活動目標値 (平成29年度)
1	会員企業における安全衛生活動のアンケート調査の回答数	69	80
2	協会が実施する安全衛生事業を認知している会員企業数	61	74
3	連合会が提供している安全衛生活動の支援ツールを認知している会員企業数	31	42
4	法令に基づく安全衛生管理体制を構築している会員企業数	49	62
5	協会が実施する安全衛生研修会（リスクアセスメント推進研修会及び労働災害事例研修会）の参加人数【重点】	69 (平成27年度)	80 (平成28年度)
6	安全衛生パトロールを実施している会員企業数	41	53
7	ヒヤリ・ハット活動を実施している会員企業数	40	52
8	リスクアセスメントを実施している会員企業数	27	34
9	安全衛生規程を作成している会員企業数【重点】	18	27

4. 平成29年度活動目標を達成するための当協会における取り組み

3. に示す「平成29年度活動目標」を達成するため、具体的方策を次のとおり設定する。

**指標1 会員企業における安全衛生活動のアンケート調査の回答数増加を図る。**

- ① 研修会、会報誌、協会ホームページ等を通じて協力を呼びかける。
- ② 安全衛生推進委員会において、本調査の推進を図る。

**指標2 安全衛生事業の認識向上させる。**

- ① 当協会が実施する安全衛生事業について、ホームページ、会報誌等で会員企業への情報提供を行う。
- ② 会長は、労働安全を高めることへの強い意識を宣言し、理事・会員企業等に対して、安全衛生に係る活動の強化を呼びかける。
- ③ 労働基準監督署と連携し、地域の労働災害の現状や特徴等について情報収集し、労働災害事例等の提供により、事業者の安全に対する意識を高めるための研修会（労働災害事例研修会）を開催する。
- ④ 中央労働災害防止協会が作成した年間標語ポスターに協会名を入れて会員企業に配布する。【新規】
- ⑤ 研修会において、安全衛生に係る情報伝達及び情報交換を実施する。
- ⑥ 安全衛生推進委員会において、安全衛生事業の推進を図る。
- ⑦ 安全衛生に係る優良な事業場を表彰する。【新規】

**指標3 連合会が提供している安全衛生活動の支援ツールの認識向上させる。**

- ① 連合会が作成した「安全衛生啓発パンフレット」を活用する等、事業者に対し、連合会のホームページに公開している安全衛生支援ツールを研修会、会報誌、ホームページ等を通じて、認識させる。
- ② ホームページに連合会安全衛生サイトへのリンクを張る。【新規】
- ③ 総会、理事会等で連合会が作成した「安全衛生啓発パンフレット」を配布する。【新規】
- ④ 研修会において、「安全衛生規程作成支援ツール」、「産業廃棄物処理業ヒヤリハットデータベース」の使い方を説明する。【新規】

**指標4 安全衛生研修会の参加者増加を図る。**

- ① 会報誌、FAXで会員企業への周知徹底を図る。また、取り組みが遅れがちな事業者に対しては必要に応じて電話による呼びかけを行う。
- ② 会員企業が参加しやすいよう、地域ごとに研修会を開催する。
- ③ 研修会参加者に対しアンケートを実施する等、参加者からの声を十分に分析し、研修会の実施内容や回数、開催時間等を検討する。【新規】
- ④ 関係監督官庁（労働局、労働基準監督署等）に講師を依頼し、内容の充実化を図る。

**指標5 会員企業における安全衛生パトロールの実施を図る。**

- ① 連合会が作成した「安全衛生チェックリスト」の活用について、研修会、会報誌、ホームページ等を通じて周知する。

- ② 労働基準監督署等と連携し、会員企業の中から安全衛生の専門家として選任した安全衛生促進委員が、連合会が作成した「安全衛生チェックリスト」等を参考に、会員企業を対象に相互安全衛生パトロールを行う。
- ③ トップが関与して安全衛生パトロールを行うことを呼びかける。

**指標6 会員企業におけるヒヤリ・ハット活動の実施を図る。**

- ① 連合会が作成した「産業廃棄物処理業ヒヤリハットデータベース」の活用について、研修会、会報誌、ホームページ等を通じて周知する。
- ② ホームページに次の有用なサイトへのリンクを張る。【新規】
  - ・厚生労働省職場のあんぜんサイト「災害事例」
  - ・連合会安全衛生サイト「産業廃棄物処理業ヒヤリハットデータベース」
- ③ 研修会において、「産業廃棄物処理業ヒヤリハットデータベース」の使い方を説明する。(重複)【新規】
- ④ 会員企業等から「ヒヤリ」または「ハット」した事例の収集を行い、それを広く提供する。

**指標7 会員企業におけるリスクアセスメントの実施を図る。**

- ① 厚生労働省・中央労働災害防止協会が作成した産業廃棄物処理業におけるリスクアセスメントのマニュアル及び連合会が作成した講義用のパワーポイントを活用し、会員企業におけるリスクアセスメント定着に向けた研修会（リスクアセスメント推進研修会）の継続的な実施を行う。また、導入が遅れがちな会員企業へ呼びかける等、リスクアセスメントの確実な実施を促進する。
- ② ホームページに次の有用なサイトへのリンクを張る。（重複）【新規】
  - ・厚生労働省 職場のあんぜんサイト「リスクアセスメントの実施支援システム」
  - ・連合会 安全衛生サイト

**指標8 会員企業における安全衛生規程の整備を図る。**

- ① 研修会、会報誌、ホームページ等を通じて、安全衛生規程の必要性を周知する。
- ② 連合会が作成した教材を活用し、研修会の継続的な実施を行う。
- ③ 研修会において、連合会が作成した「安全衛生規程作成支援ツール」の使い方を説明する。(重複)【新規】

**指標9 会員企業における安全衛生管理体制の構築を図る。**

- ① 労働安全衛生法で事業場規模別に規定されている安全衛生管理体制について、研修会、会報誌、ホームページ等を通じて周知する。
- ② 連合会が作成した「産業廃棄物処理業におけるモデル安全衛生規程及び解説」及び「安全衛生規程作成支援ツール」の活用について、研修会、会報誌、ホームページ等を通じて周知する。

## 6-④ 災害廃棄物処理に対する取り組み

当協会は、平成23年9月の「紀伊半島大水害」により発生した大量の災害廃棄物の処理を和歌山県と締結した「大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定書」(平成18年7月締結)に基づく協力要請を受け、災害廃棄物処理支援を実施しました。その際の教訓を踏まえ、今後発生が予想される南海トラフ巨大地震等の災害が発生した場合に、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理するための平時の備えとして、現在、県内の7市18町（県人口の83.6%）との間で、県との協定書に基づく覚書を締結しています。

### ◇ 覚書等の締結状況（平成29年12月1日現在）

No	市町村名	締結年月日	備考
1	那智勝浦町	平成27年 4月 1日	
2	海南市	平成27年 5月 11日	
3	日高川町	平成27年 6月 22日	
4	日高町	平成27年 7月 1日	
5	紀美野町	平成27年 7月 1日	
6	印南町	平成27年 7月 10日	
7	すさみ町	平成27年 8月 18日	
8	串本町	平成27年 8月 19日	
9	上富田町	平成27年 8月 21日	
10	古座川町	平成27年 8月 26日	
11	白浜町	平成27年 9月 8日	
12	太地町	平成27年 10月 1日	
13	有田川町	平成27年 10月 13日	
14	有田市	平成27年 10月 21日	
15	新宮市	平成28年 11月 1日	
16	由良町	平成29年 1月 6日	
17	紀の川市	平成29年 3月 14日	
18	みなべ町	平成29年 4月 1日	
19	美浜町	平成29年 5月 1日	
20	九度山町	平成29年 7月 14日	
21	和歌山市	平成29年 7月 28日	(協定締結)
22	広川町	平成29年 10月 10日	
23	岩出市	平成29年 10月 26日	
24	御坊市	平成29年 11月 1日	
25	湯浅町	平成29年 12月 1日	

## 6-⑤ 産業廃棄物処理業の許可申請等に関する講習会

産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の許可申請に関する講習会（新規・更新）

特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会

### 近畿地区平成29年度日程表

	新規講習会				更新講習会		特別管理産業廃棄物管理責任者
	産業廃棄物 収集運搬課程	産業廃棄物 処分課程	特別管理 産業廃棄物 収集運搬課程	特別管理 産業廃棄物 処分課程	収集運搬課程	処分課程	
日 数	2日間	3日間 (※1)	3日間	4日間 (※2)	1日間	2日間	1日間
受講料 (※3)	30,400円	48,300円	46,200円	68,000円	20,000円	25,200円	14,000円
2月	京都：7～8 <b>和歌山：20～21</b>		大阪：6～8		兵庫：15 <b>和歌山：22</b>	大阪：21～22	兵庫：14
3月	大阪：7～8	京都：13～16			京都：7 大阪：15 奈良：23		京都：8 大阪：14

注※1 処分課程に収集運搬課程を追加して受講される場合、講習期間は4日間となります。

※2 特管処分課程に特管収集運搬課程を追加して受講される場合、講習期間は5日間となります。

※3 Web 申込みの場合、通常の受講料から500円を差し引いた割引料金となります。

#### ☆受講申込等についての問合先☆

一般社団法人滋賀県産業廃棄物協会	077-521-2550
公益社団法人京都府産業廃棄物協会	075-694-3402
公益社団法人大阪府産業廃棄物協会	06-6943-4016
一般社団法人兵庫県産業廃棄物協会	078-381-7464
一般社団法人奈良県産業廃棄物協会	0744-33-8800
一般社団法人和歌山県産業廃棄物協会	073-435-5600

## 6-⑥ 許可期限のお知らせ

許可の有効期限にご注意!!

### 産業廃棄物処理業の許可の 更新時期にご注意ください

産業廃棄物処理業の許可の有効期限は5年です。

許可は、更新手続きをしないと許可の効力を失います。

このようなことにならないように、許可証の有効期限がいつになっているか、常に注意しておきましょう。

許可証は、常に目の届く場所に掲げましょう。

○当協会では、会員企業等へ許可期限満了日のおおむね6ヶ月前に許可期限が到来する旨のお知らせを行って講習会の受講を促し、さらに許可期限の満了のおおむね3ヶ月前に更新の手続きについてお知らせしております。

他府県等で許可を取得している方には、お知らせしませんので、特に細心の注意をお願いします。

○更新許可申請は、産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の更新許可申請（又は新規許可申請）に関する講習会を受講していないと申請書は受理してもらえません。

○許可期限満了日の3ヶ月前から申請が受理されますので、更新許可の申請をするためには、許可期限の6ヶ月前くらいまでに講習会の受講を済ませておくことをお勧めします。  
許可期限間近になっての講習会受講は、遠隔地で受講しなければならない場合もあり、時間的にも、経費的にも負担が大きくなりますので、ご注意ください。

○講習会修了証の有効期限は、講習会終了の日から起算して、新規許可講習会修了証は5年間、更新許可講習会修了証は2年間です。  
(都道府県・政令市によっては、その取扱いが異なる場合がありますので、あらかじめ許可申請先に確認してください。)

なお、和歌山県での講習会開催日程等の詳細は、当協会まで電話等でお問い合わせください。  
(ホームページでも、講習会日程を確認できます。)

一般社団法人 和歌山県産業廃棄物協会  
TEL 073-435-5600  
FAX 073-424-5553  
URL <http://wakayama.sanpai.com>

## 6-⑦ 水銀使用製品産業廃棄物を取り扱う際のマニフェストの記載方法について

### マニフェストの記載方法に変更があります

今般の廃棄物処理法省令改正により、平成29年10月1日から、「水銀使用製品産業廃棄物」又は「水銀含有ばいじん等」が該当産業廃棄物に含まれる場合は、その旨とその数量を産業廃棄物管理票(マニフェスト)に記載することになりました。

このことを受け、全国産業廃棄物連合会発行の産業廃棄物管理票(直行用単票、直行用連続票)は、備考・通信欄に「水銀使用製品産業廃棄物」及び「水銀含有ばいじん等」を予め印字する等、様式が変更されます。

本変更に合わせて、これまでには交付の際に種類の欄に記載いただいた「石綿含有産業廃棄物」及び「特定産業廃棄物」についても、備考・通信欄に予め印字されます。

産業廃棄物管理票(マニフェスト) A票

交付年月 年 月 日 交付番号	管理番号	交付担当者 氏名 印		
事業者 (輸出事業者)	住所 平 電話番号	所在地 平 電話番号		
	名称 所在場所			
<input type="checkbox"/> 種類(普通の産業廃棄物) <input type="checkbox"/> 種類(特別管理産業廃棄物)		数量(及び単位) 荷姿		
機器 産業 廃棄 物	<input type="checkbox"/> 0100 燃えがら	<input type="checkbox"/> 1200 金属くず	<input type="checkbox"/> 7000 引火性廃油	<input type="checkbox"/> 7424 燃えがら(有害)
	<input type="checkbox"/> 0200 汚泥	<input type="checkbox"/> 1300 ガラス・陶磁器くず	<input type="checkbox"/> 7010 引火性廃油(有害)	<input type="checkbox"/> 7425 廉油(有害)
	<input type="checkbox"/> 0300 廉油	<input type="checkbox"/> 1400 鉛さい	<input type="checkbox"/> 7100 強酸	<input type="checkbox"/> 7426 汚泥(有害)
	<input type="checkbox"/> 0400 廉酸	<input type="checkbox"/> 1500 かれき類	<input type="checkbox"/> 7110 強酸(有害)	<input type="checkbox"/> 7427 廉酸(有害)
	<input type="checkbox"/> 0500 廉アルカリ	<input type="checkbox"/> 1600 家畜のふん尿	<input type="checkbox"/> 7200 強アルカリ	<input type="checkbox"/> 7428 廉アルカリ(有害)
	<input type="checkbox"/> 0600 廉プラスチック類	<input type="checkbox"/> 1700 家畜の死体	<input type="checkbox"/> 7210 強アルカリ(有害)	<input type="checkbox"/> 7429 ばいじん(有害)
	<input type="checkbox"/> 0700 紙くず	<input type="checkbox"/> 1800 ばいじん	<input type="checkbox"/> 7300 感染性廃棄物	<input type="checkbox"/> 7430 13号廃棄物(有害)
	<input type="checkbox"/> 0800 木くず	<input type="checkbox"/> 1900 13号廃棄物	<input type="checkbox"/> 7410 PCB等	<input type="checkbox"/> 7440 廉水銀等
	<input type="checkbox"/> 0900 繊維くず	<input type="checkbox"/> 4000 動物系固形不要物	<input type="checkbox"/> 7421 袋石綿等	
	<input type="checkbox"/> 1000 動植物性残さ	<input type="checkbox"/> 7422 指定下水汚泥	<input type="checkbox"/> 7423 鉛さい(有害)	
種類(付替)の記載欄 <small>他の欄に記載のとおり</small>				
<input type="checkbox"/> 木銀使用製品産業廃棄物 <input type="checkbox"/> 水銀含有ばいじん等 <input type="checkbox"/> 石綿含有産業廃棄物 <input type="checkbox"/> 特定産業廃棄物				
<small>管轄課又は付替(専分委託者)の氏名又は名称及び管理票の交付番号(登録番号)</small> <small>執務記載のとおり</small> <small>専門記載のとおり</small>		<small>備考・通信欄</small>		
<small>名前/所在地/電話番号</small> <small>専分契約書記載のとおり</small> <small>当欄記載のとおり</small>		<small>□木銀使用製品産業廃棄物</small> <small>□水銀含有ばいじん等</small> <small>□石綿含有産業廃棄物</small> <small>□特定産業廃棄物</small>		
<b>送付先者 運送会社</b> <b>住所 平 電話番号</b>		<b>名称 所在地 平 電話番号</b>		
<b>受取者 運送会社</b> <b>住所 平 電話番号</b>		<b>名称 所在地 平 電話番号</b>		
<small>受取者の氏名又は名前 (譲渡担当者の氏名)</small>		<small>受取日 年月日</small>	<small>運送日 年月日</small>	
<small>交付者の氏名又は名前 (専分担当者の氏名)</small>		<small>運送日 年月日</small>	<small>荷物引取者 年月日</small>	
<small>名前/所在地/電話番号</small> <small>専分取扱いの場所</small>		<small>荷物引取日 年月日</small>		
<small>名前/所在地/電話番号</small> <small>専分取扱いの場所</small>		<small>荷物引取日 年月日</small>		
<small>名前/所在地/電話番号</small> <small>専分取扱いの場所</small>		<small>荷物引取日 年月日</small>		
<small>名前/所在地/電話番号</small> <small>専分取扱いの場所</small>		<small>荷物引取日 年月日</small>		
<small>名前/所在地/電話番号</small> <small>専分取扱いの場所</small>		<small>荷物引取日 年月日</small>		
<small>名前/所在地/電話番号</small> <small>専分取扱いの場所</small>		<small>荷物引取日 年月日</small>		
<small>名前/所在地/電話番号</small> <small>専分取扱いの場所</small>		<small>荷物引取日 年月日</small>		

発行元：公益社団法人 全国産業廃棄物連合会

平成29年10月1日以降に「水銀使用製品産業廃棄物」又は「水銀含有ばいじん等」を取り扱う際に、現行の産業廃棄物管理票を用いる場合は、種類(普通の産業廃棄物)の欄、もしくは備考・通信欄にその旨を記載して(下記記入例参照)使用いただければ問題ありません。

なお、積替用単票・積替用連続票の様式はありません。当該産業廃棄物に「水銀使用製品産業廃棄物」又は「水銀含有ばいじん等」が含まれる場合は、産業廃棄物の種類の欄に、もしくは、備考・通信欄にその旨を記載してください。

記入例(備考・通信欄を利用する場合)

産業 廃棄 物	<input checked="" type="checkbox"/> 種類(普通の産業廃棄物)		<input type="checkbox"/> 種類(特別管理産業廃棄物)		数量(及び単位) 1個	荷姿 専用コンテナ		
	<input type="checkbox"/> 0100 燃えがら	<input checked="" type="checkbox"/> 1200 金属くず	<input type="checkbox"/> 7000 引火性廃油	<input type="checkbox"/> 7424 燃えがら(有害)				
	<input type="checkbox"/> 0200 汚泥	<input checked="" type="checkbox"/> 1300 ガラス・陶磁器くず	<input type="checkbox"/> 7010 引火性廃油(有害)	<input type="checkbox"/> 7425 廉油(有害)				
	<input type="checkbox"/> 0300 廉油	<input type="checkbox"/> 1400 鉛さい	<input type="checkbox"/> 7100 強酸	<input type="checkbox"/> 7426 汚泥(有害)				
	<input type="checkbox"/> 0400 廉酸	<input type="checkbox"/> 1500 かれき類	<input type="checkbox"/> 7110 強酸(有害)	<input type="checkbox"/> 7427 廉酸(有害)				
	<input type="checkbox"/> 0500 廉アルカリ	<input type="checkbox"/> 1600 家畜のふん尿	<input type="checkbox"/> 7200 強アルカリ	<input type="checkbox"/> 7428 廉アルカリ(有害)				
	<input checked="" type="checkbox"/> 0600 廉プラスチック類	<input type="checkbox"/> 1700 家畜の死体	<input type="checkbox"/> 7210 強アルカリ(有害)	<input type="checkbox"/> 7429 ばいじん(有害)				
	<input type="checkbox"/> 0700 紙くず	<input type="checkbox"/> 1800 ばいじん	<input type="checkbox"/> 7300 感染性廃棄物	<input type="checkbox"/> 7430 13号廃棄物(有害)				
	<input type="checkbox"/> 0800 木くず	<input type="checkbox"/> 1900 13号廃棄物	<input type="checkbox"/> 7410 PCB等	<input type="checkbox"/> 7440 廉水銀等				
	<input type="checkbox"/> 0900 繊維くず	<input type="checkbox"/> 4000 動物系固形不要物	<input type="checkbox"/> 7421 袋石綿等	<input type="checkbox"/>				
	<input type="checkbox"/> 1000 動植物性残さ	<input type="checkbox"/> 7422 指定下水汚泥	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
	<input type="checkbox"/> 1100 ゴムくず	<input type="checkbox"/> 7423 鉛さい(有害)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
<small>備考・通信欄</small>								
水銀使用製品産業廃棄物								

## 6-⑧ 大阪湾フェニックスセンターの処分料金の改定について

### 平成30年度処分料金の改定について

大阪湾広域臨海環境整備センター

#### 1 概要

平成23年度末に実施した基本計画の変更に伴い、廃棄物受入期間の延長と港湾管理者の負担を軽減することによる所要経費の増加に対応するため、平成24年度から処分料金を改定することとしました。

改定にあたっては、一度に大幅改定すると影響が大きいことから、激変緩和措置として、平成24年度から3年ごと3回に分けて同額の改定を行うものであり、今回はその3回目となります。

#### 2 改定内容

平成24年度からの改定方針に基づき、平成30年4月1日搬入分から一般廃棄物及び産業廃棄物の全品目について、税抜1,700円／トン(税込1,836円／トン)の引上げを行います。

処分料金改定表

税込(円／トン)

区分	現行処分料金 [H27.4.1～]	改定処分料金 [H30.4.1～]	備考
一般廃棄物	9,072 円	10,908 円	
上水汚泥(公共系)	9,072 円	10,908 円	
下水汚泥(公共系)	9,072 円	10,908 円	
燃え殻	18,468 円	20,304 円	
汚泥A	11,232 円	13,068 円	
汚泥B	13,932 円	15,768 円	
鉱さい	9,612 円	11,448 円	
ばいじん	18,468 円	20,304 円	
廃プラスチック類	13,932 円	15,768 円	
ゴムくず	12,960 円	14,796 円	
がれき類	8,640 円	10,476 円	
金属くず	10,800 円	12,636 円	
ガラスくず及び陶磁器くず	10,800 円	12,636 円	
シュレッダーダスト	22,896 円	24,732 円	
その他の産業廃棄物	18,468 円	20,304 円	石綿含有産業廃棄物等
陸上残土A	1,188 円	同左	
陸上残土B	1,512 円	同左	
管理を要する陸上残土A・B	11,988 円	同左	

#### 3 実施時期

平成30年4月1日

#### 4 今後の主なスケジュール

- 平成29年12月 報道発表及びHP等による周知
- 平成30年 1月 次年度契約更新書類送付時に「周知ちらし」等を同封
- 〃 4月 処分料金改定の実施

## 6-⑨ 会員ニュース



Let's Clean Our Town. 私たちは綺麗な自然環境を考えます。

(株)エコワーク TANABE

代表取締役 野村 憲司

○一般廃棄物収集運搬業許可業者

○産業廃棄物収集運搬業許可業者

○産業廃棄物中間処理業許可業者

### 経営理念

株式会社エコワーク TANABE は、資源循環社会の構築と笑顔あふれる地域作りに貢献すると共に時流適応しながら発展し続けます。

### 事業内容

産業廃棄物の処理・収集運搬及び一般廃棄物の収集運搬を行っております。

また、ご家庭内の粗大ゴミの回収も行っております。

**廃棄物のことなら何でもご相談ください！**

### わが社のココがすごい！

- ・いつも元気な笑顔と挨拶で対応させていただきます！
- ・いつもお客様のことを思いやり、FOR YOUの精神でお客様に接します！
- ・いつも丁寧かつ迅速に安全第一で業務を遂行いたします！
- ・プロとしての自覚を持ち、プロとしてのサービスを提供いたします！



(株)エコワーク TANABE

[本社] 和歌山県田辺市中三栖 178-1 [文里エコセンター] 田辺市文里 2 丁目 35-10

T E L 0739-33-0840 F A X 0739-33-0844

H P <http://ecwork-tanabe.co.jp>

## 6-⑩ 新入会員の紹介

正会員

	会社名	代表者名	住所	電話番号	業の区分	許可番号
1	有大伸重機	小栗 一博	〒640-8423 和歌山市松江中1-12-44	073- 455-7731	収集運搬業	県 03000085436
2	株里村建設	笛 雅人	〒640-8404 和歌山市湊1820-128	073- 451-3150	収集運搬業	県 03000197915
3	株イヌイエコシステム	乾 嘉晃	〒648-0086 橋本市神野々40-3	0736- 39-7002	収集運搬業 中間処理業	県 03012126376 県 03022126376
4	S J リサイクル株	樋口 真司	〒649-6631 紀の川市名手市場416	0736- 79-4139	収集運搬業	県 03001193160

会員数（平成29年11月30日現在）

	正会員数
紀北支部	35
和歌山支部	73
海南・有田支部	31
御坊・田辺支部	48
紀南支部	19
合 計	206

	賛助会員数
合 計	11



## 6-⑪ 協会への入会の勧誘

### ～会員企業の健全な発展を目的に協会組織を充実・活性化・強化を図る～

当協会は、産業廃棄物の適正処理及び3R(リデュース、リユース、リサイクル)の推進を図ることにより、生活環境の保全と公衆衛生の向上に寄与することを目的としています。

また、産業廃棄物関係業界が互いに連携を保ち、適正な処理を行うことにより、住民との信頼関係の構築に努めています。こうした考え方立って当協会は、産業廃棄物の適正処理等を通じて「安心して住める、和歌山県づくり」に貢献できるよう努めています。

産業廃棄物処理業界が健全な発展をしていくためには、より多くの方々の結束が必要であり、そのためには、組織をさらに強固なものとしていくことが肝要であります。

協会会員の増強・充実につきましては、従来から努力しているところでありますが、未だ十分とはいえないのが現状であります。このため、できるだけ多くの方々に入会していただき、和歌山県の施策である「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の実現に寄与し、協会組織の強化、活性化を図ることが必要と考えております。

会員各位におかれましては、未加入の処理業者の方には正会員として、また、排出事業者の方々も会員・賛助会員として、入会をお勧めいただきますよう、お願ひいたします。

◎入会金 正会員 50,000円

◎会費 正会員 年額 84,000円(収集運搬業)

年額 120,000円(処分業)

※ただし、収集運搬業、処分業兼業者は処分業年額、また、産業廃棄物処理業の許可を持たない正会員は、収集運搬業年額を適用します。

賛助会員 年額 30,000円

◎入会方法 入会申込書を提出していただくことになっております。

下記協会事務局へご連絡いただければ、入会申込書をお送りいたします。

◇◆◇一般社団法人和歌山県産業廃棄物協会◇◆◇

〒640-8150

和歌山県和歌山市十三番丁30番地 酒直ビル3階

T E L : 073-435-5600

F A X : 073-424-5553

U R L : <http://wakayama.sanpai.com>

E-mail : [wasanpai@sanpai.com](mailto:wasanpai@sanpai.com)

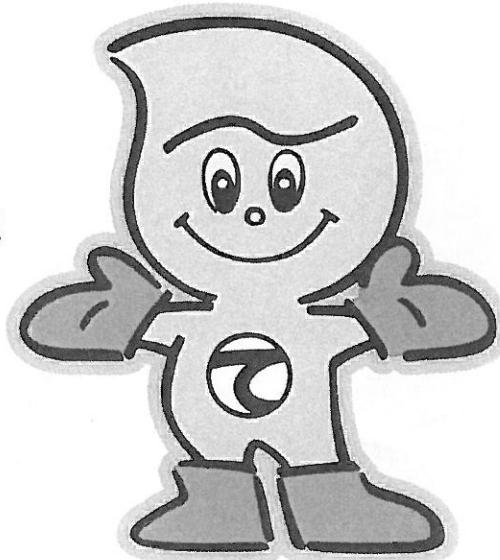
## 6-⑫ 全産連和歌山県地区政治連盟へ加入のお願い

☆和歌山県地区政治連盟は、会員の社会的地位の確保と経済的基盤の向上を図ることを目的に平成21年8月に当協会理事会の承認を得て、和歌山県選挙管理委員会に政治団体設立届を提出しました。下記の事項を確認のうえ、事業目的にご賛同いただき、未加入の全会員各位に加入をお願いするものであります。

☆我々協会は全国47都道府県に唯一組織された団体ではありますが、官庁評価は補完的位置づけとされているのが現状であります。法律の求める適正処理を順守するためには、適正な処理費を享受し、適正な利潤が確保されなければ業界全体の将来はないと考えます。

平成26年の10月14日には産業廃棄物処理業における制度や振興策等の実現を図ることを目的として自由民主党衆参両議院有志103名による「産業・資源循環議員連盟」が設立されました。産業・資源循環議員連盟が設立された今こそ、全国産業廃棄物連合会会員が一丸となって業界の将来を見据えなければならないのではないでしょか。まだまだ多くの方にご理解を求め、力を貸していただく活動を強力に展開しなければならない岐路に立っている今、その活動の拠点となる和歌山県地区政治連盟にご加入よろしくお願いいたします。

てき丸くんからのお願い！



## 6-⑬ 「ヒヤリ・ハット」の体験事例の募集について

廃棄物処理業（産業廃棄物処理業を含む）が業種別労働者死傷災害発生率においてトップクラスであることを示す調査があります。被災者にとっては勿論不幸なことありますが、事業所にとっても労働損失日数が多いこと等、大きなマイナスとなってしまいます。このため労働災害を少しでも減らすための対策を図ることが企業にとって重要であります。例えば労働災害防止対策として以下の対策が考えられます。

### [労働災害防止対策]

#### 1 共通事項

- (1) 安全衛生管理体制の確立
- (2) 危険性又は有害性等の調査等（リスクアセスメント）の実施
- (3) 「交通労働災害防止のためのガイドライン」に基づく対策の徹底
- (4) 転倒、墜落・転落災害の防止対策の徹底
- (5) 雇入れ時や作業内容変更時等における安全衛生教育の徹底
- (6) 安全衛生担当者の能力向上教育の実施
- (7) 「職場における腰痛予防対策指針」に基づく対策の徹底
- (8) 「過重労働による健康障害防止のための総合対策」に基づく措置の徹底及び長時間労働者への医師による面接指導制度の確立及び徹底

#### 2 廃棄物処理業（一般・産業廃棄物処理業及び再生資源卸売業）

- (1) 「産業廃棄物処理業におけるモデル安全衛生管理規程」を活用した収集運搬作業、中間処理作業、最終処分作業に係る労働災害防止対策の徹底
- (2) 処理施設内における爆発、火災等の防止対策の徹底
- (3) 機械式ごみ収集車等の点検整備の励行及びごみ収集作業における安全な作業方法の徹底
- (4) 車両系建設機械及び車両系荷役運搬機械による災害防止対策の徹底
- (5) 廃棄物処理作業における保護めがね、保護帽、手袋及び呼吸用保護具等の保護具の使用の徹底
- (6) 廃棄物処理作業等における石綿ばく露防止対策の徹底
- (7) 廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類のばく露防止対策の徹底
- (8) 廃P C Bの無害化処理作業におけるP C Bばく露防止対策の徹底
- (9) 夏季の熱中症予防対策の徹底

こういった労働安全衛生対策を職場内で話し合い、また、職場の特性にあった対策を立て従業員全体でその内容を理解した上で取り組む必要があります。

職場内での作業中や自動車の運転中に「ヒヤリ」としたり「ハッ」としたことがあるはずです。その体験と職場内での取り組み等について次ページの「ヒヤリ・ハット」体験事例として、協会にお寄せください。頂いた「ヒヤリ・ハット」体験事例については、会報の8月号に掲載致します。また、会員相互がこの体験情報を共有し、対策を講じて頂き、事故を未然に防いで行きたいと考えています。

## 「ヒヤリ・ハット」体験事例

職場内での作業中のみならず、自動車の運転中に「ヒヤリ」としたり「ハッ」としたことはありませんか？

その体験を協会にお寄せください。会報に掲載して会員が相互にこの体験情報を共有し、対策を講じて事故を未然に防いでいきたいと考えています。体験内容等については、具体的にご記入ください。

※「分類」及び「事故の型」については、該当する箇所を○で囲んでください。

- 1 分 類 (1) 収集運搬(収集運搬車両運転中を含む) (2) 中間処理 (3) 最終処分  
2 事故の型 (1) はさまれ (2) 巻き込まれ (3) 墜落 (4) 転落 (5) 転倒 (6) 爆発 (7) 火災 (8) 衝突  
(9) その他 ( )

会 社 名							
担 当 者 名							
住 所	〒						
連 絡 先	TEL	—	—				
	FAX	—	—				
い つ	平成 年 月 日	( 時 分 頃)					
ど こ で (発生場所)							
何をしているとき(発生時作業内容)							
何がどうした・どうなった (要因と結果)							
改善すべき事項(個人的・社内的)							
改善した結果(効果)							

## 7

## 一般社団法人和歌山県産業廃棄物協会の平成29年主要事業・行事

月	日	主催・事業・行事	場 所	内 容
1	13	全産連:理事会	明治記念館	全国産業廃棄物連合会 第32回理事会
1	13	全産連	明治記念館	新年賀詞交歓会
1	13	全産連:政治連盟	明治記念館	全国産業廃棄物連合会政治連盟 第42回理事会
1	17	和産廃:支部研修会	プラザホープ	和歌山支部、有田・海南支部研修会
1	18	和産廃:支部研修会	粉河ふるさとセンター	紀北支部研修会
1	18	全産連:近畿地域協議会	大阪市	第15回再生砕石利用促進検討会議
1	20	全産連:近畿地域協議会	滋賀県	全国産業廃棄物連合会近畿地域協議会
1	24	近畿ブロック:青年部	ホテルグランヴィア和歌山	近畿ブロック賀詞交歓会
1	24	近畿ブロック:青年部	ホテルグランヴィア和歌山	平成28年度 青年部近畿ブロック 第6回幹事会
1	25	全産連:安全衛生委員会	東京都	全国産業廃棄物連合会 安全衛生委員会
1	25	和産廃:支部研修会	東牟婁振興局	紀南支部研修会
1	26	和産廃:支部研修会	上富田文化会館	御坊・田辺支部研修会
1	30	国土交通省近畿地方整備局	大阪市	近畿建設リサイクル講演会
2	2	和産廃:政治連盟	協会会議室	平成29年 和歌山県地区政治連盟 第1回理事会
2	3	全産連:責任者会議	東京都	平成28年度 第2回全国正会員事務局責任者会議
2	7	和産廃:政治連盟	協会会議室	第8回和歌山県地区政治連盟通常総会
2	15	和産廃:常任理事会	協会会議室	平成28年度 第4回常任理事会
2	15	和産廃:理事会	協会会議室	平成28年度 第4回理事会
2	15	和産廃:青年部役員会	協会会議室	平成28年度 第6回役員会
2	22	日廢振センター:講習会 (~2/23)	プラザホープ	産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会(新規・収運課程)
2	24	日廢振センター:講習会	プラザホープ	産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会(更新・収運課程)
2	24	全産連:会議	明治記念館	平成28年度 全国正会員会長・理事長会議、臨時総会、臨時理事会
2	24	全産連:政治連盟	明治記念館	全国産業廃棄物連合会政治連盟 第15回代議員会
3	2	和産廃:県外視察研修(~3/3)	熊本県	益城町仮置場、熊本県産業資源循環協会、熊本県公共関与最終処分場
3	4	全産連:青年部	仙台市	全国大会
3	9	和産廃:安全衛生研修会	プラザホープ	労働災害事例研修会(紀北)
3	14	全産連:理事会	明治記念館	全国産業廃棄物連合会 第33回理事会
3	14	全産連:会議	明治記念館	全国産業廃棄物連合会 正副会長会議
3	16	和産廃:会議	協会会議室	第4回法人化30周年記念大会準備委員会
3	22	和産廃:安全衛生研修会	上富田文化会館	労働災害事例研修会(紀南)
3	28	近畿ブロック:青年部	兵庫県	平成28年度 青年部近畿ブロック 第7回幹事会
4	7	全産連:研修	東京都	全国産業廃棄物連合会講師研修会
4	18	全産連:会議	東京都	全国産業廃棄物連合会 表彰選考委員会
4	27	和産廃:常任理事会	協会会議室	平成29年度 第1回常任理事会
4	27	和産廃:理事会	協会会議室	平成29年度 第1回理事会・会計監査
4	27	和産廃:青年部役員会	協会会議室	平成29年度 第1回役員会
5	17	和産廃:ゴルフコンペ	南紀白浜ゴルフクラブ	第23回親睦ゴルフコンペ(チャリティーコンペ)
5	23	全産連:理事会	連合会会議室	全国産業廃棄物連合会 第34回理事会
5	29	近畿ブロック:青年部	兵庫県	平成29年度 青年部近畿ブロック総会
5	29	近畿ブロック:青年部	兵庫県	平成29年度 青年部近畿ブロック 第1回幹事会
6	6	和産廃:総会	ダイワロイネットホテル和歌山	第5回通常総会
6	6	和産廃:青年部	ダイワロイネットホテル和歌山	第5回青年部会総会
6	6	和産廃:青年部役員会	ダイワロイネットホテル和歌山	第2回役員会
6	13	和産廃:巡回パトロール	和歌山市	不法投棄防止巡回パトロール(和歌山市内)
6	15	全産連:青年部	東京都	青年部協議会 第18回通常総会
6	16	全産連:総会	明治記念館	第7回定時総会
6	16	全産連:政治連盟	明治記念館	全国産業廃棄物連合会政治連盟 第43回理事会
6	21	和産廃:海上パトロール	紀北・中紀地域沿岸	平成29年度 第1回不法投棄防止海上パトロール

6	25	和産廃:クリーンアップキャンペーント	和歌山市・田辺市	第20回クリーンアップキャンペーント(浜の宮、天神崎海岸の清掃奉仕活動)
7	7	和産廃:研修会	プラザホーブ	産業廃棄物処理実務者研修会
7	11	全産連:理事会	連合会会議室	全国産業廃棄物連合会 第35回理事会
7	14	和産廃:安全衛生会議	協会会議室	安全衛生推進会議
7	21	全産連:近畿地域協議会	和歌山県	全国産業廃棄物連合会近畿地域協議会
7	21	近畿ブロック:青年部	大阪府	平成29年度 青年部近畿ブロック 第2回幹事会
7	24	全産連:青年部	東京都	平成29年度 青年部協議会 第3回幹事会
7	26	和産廃:会議	協会会議室	第5回法人化30周年記念大会準備委員会
7	28	全産連:責任者会議	東京都	平成29年度 第1回全国正会員事務局責任者会議
8	8	日廢振センター:講習会 (~8/9)	プラザホーブ	産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会(新規:収運課程)
8	9	和産廃:青年部役員会	協会会議室	平成29年度 第3回役員会
8	22	和産廃:常任理事会	協会会議室	平成29年度 第2回常任理事会
8	22	和産廃:理事会	協会会議室	平成29年度 第2回理事会
8	29	和産廃:会議	協会会議室	行政懇話会
9	6	和産廃:巡回パトロール	田辺市周辺	不法投棄防止巡回パトロール(田辺市周辺)
9	7	全産連:近畿地域協議会	大阪市	第18回再生砕石利用促進検討会議
9	12	和産廃:巡回パトロール	高野町周辺	不法投棄防止巡回パトロール(高野町周辺)
9	14	日廢振センター:講習会	プラザホーブ	産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会(更新:収運課程)
9	15	日廢振センター:講習会	プラザホーブ	特別管理産業廃棄物管理責任者講習会
9	15	近畿ブロック:青年部	大阪府	平成29年度 青年部近畿ブロック 第3回幹事会
9	20	和産廃:研修会	商工会議所	人権研修会
9	20	全産連:青年部	東京都	平成29年度 青年部協議会 第4回幹事会
9	21	全産連:安全衛生委員会	東京都	全国産業廃棄物連合会 安全衛生委員会
9	26	和産廃:会議	協会会議室	第6回法人化30周年記念大会準備委員会
9	28	日廢振センター:講習会	プラザホーブ	電子マニフェスト操作体験セミナー
9	29	和産廃:会議	協会会議室	建設廃棄物部会
10	2	和産廃:青年部役員会	協会会議室	平成29年度 第4回役員会
10	4	和産廃:安全衛生研修会	プラザホーブ	リスクアセスメント推進研修会
10	10	全産連:政治連盟	連合会会議室	全国産業廃棄物連合会政治連盟 第44回理事会
10	11	全産連:理事会	連合会会議室	全国産業廃棄物連合会 第36回理事会
10	13	全産連:近畿地域協議会	京都府	全国産業廃棄物連合会近畿地域協議会
10	17	全産連:青年部	東京都	平成29年度 青年部協議会 第5回幹事会
10	20	和産廃:法人化30周年記念大会	ホテルグランヴィア和歌山	法人化30周年記念式典・祝賀会
10	25	和産廃:海上パトロール	紀北・中紀地域沿岸	平成29年度 第2回不法投棄防止海上パトロール
11	1	和産廃:安全パトロール	和歌山支部	相互安全衛生パトロール(和歌山)
11	7	和産廃:ゴルフコンペ	南紀白浜ゴルフクラブ	第24回親睦ゴルフコンペ(チャリティーコンペ)
11	9	和産廃:安全パトロール	御坊・田辺支部	相互安全衛生パトロール(御坊・田辺)
11	16	全産連:青年部	徳島市	第8回カンファレンス
11	17	全産連:全国大会	高知市	第16回産業廃棄物と環境を考える全国大会
11	24	和産廃:常任理事会	協会会議室	平成29年度 第3回常任理事会
11	24	和産廃:理事会	会議室	平成29年度 第3回理事会
11	30	近畿ブロック:青年部	大阪府	平成29年度 青年部近畿ブロック 第4回幹事会
12	1	全産連:研修会	東京都	全国産業廃棄物連合会正会員事業研修
12	6	全産連:安全衛生委員会	東京都	全国産業廃棄物連合会 安全衛生委員会
12	12	全産連:会議	連合会会議室	全国産業廃棄物連合会 正副会長会議
12	13	和産廃:青年部役員会	田辺市	平成29年度 第5回役員会
12	14	中災防:会議	東京都	サービス業等7団体との情報交換会

## 8 編集後記

会員の皆様、新年明けましておめでとうございます。

旧年中は、協会運営に多大のご協力、ご支援を頂き誠にありがとうございました。

昨年を振り返りますと、10月20日に当協会法人化30周年記念大会を開催し、10月22日には衆議院議員総選挙が行われ、大変あわただしい1年であったと思います。

法人を設立して30年の間には、会員の皆さんとの社会貢献活動、災害廃棄物処理の和歌山県との協定や会員相互の安全衛生への取り組みなど、歴代会長はじめ役員の方々の大変なご苦労があったものと思われます。

永年地道な活動の上に現在の協会があることを忘れずにこれからも皆さんと御一緒に頑張ってまいります。

今年は、年明け早々上富田町長選挙があり、その後、全国産業廃棄物連合会の名称変更に伴う当協会の名称変更手続きが予定されています。8月に任期満了を迎える和歌山市長選挙、12月に任期満了を迎える県知事選挙と来年春には統一地方選挙となり、選挙 yearとなります。

毎年、忙しく過ぎて行き、過ぎてからあつという間の1年だったなあと感じますが、多忙の「忙」の字のように心を亡くすことの無いよう、今日1日を精一杯過ごすことを、心がけて、今年1年励みたいと思います。

最後になりましたが会員の皆様のご繁栄とご健勝を祈念申し上げるとともに、今後とも協会の運営にご支援、ご協力を願い申し上げます。

## わかやまさんぱい VOL. 39

平成30年1月

発行人 武田全弘  
企画・編集 山本彰徳  
発行所 一般社団法人和歌山県産業廃棄物協会  
〒640-8150  
和歌山市十三番丁30番地  
酒直ビル3階  
TEL 073-435-5600  
FAX 073-424-5553  
URL <http://wakayama.sanpai.com>  
E-mail [wasanpai@sanpai.com](mailto:wasanpai@sanpai.com)  
印 刷 和歌山県海南市築地6-24  
有限会社かさい  
TEL 073-482-1647